

令和3年度

主要施策の成果に関する説明書

令和4年度滋賀県議会定例会
令和4年9月定例会議提出

[健康医療福祉部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	179
II 経 済	該当なし
III 社 会	316
IV 環 境	該当なし

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

1 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 子どもから大人まで生涯にわたる食育の推進</p> <p>予 算 額 4,202,000 円</p> <p>決 算 額 3,704,119 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 食育推進活動事業 2,716,250 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等での食育実践活動 ・ 生涯を通じた食育推進活動（地域での食育推進活動） 県内75カ所で実施 参加者7,445人 ・ 地域における栄養ケア窓口の設置：出前講座 参加者33カ所550人、相談件数29件 関係機関との食支援 5事例 <p>(2) 「食育推進計画」推進事業 987,869 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県食育推進協議会 1回 ・ 食育推進研修会 1回 会場参加22人、オンライン参加37団体 ・ 食育「三行詩」募集 応募数 2,657作品 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>県内高校生への朝食アンケート調査を実施し、高校との連携のもと朝食摂取に向けた啓発活動を実施した。また朝食のレシピ動画も作成し、啓発を行った。</p> <p>地域では、全市町でバランスのとれた食事、減塩、伝統料理についての学習会を実施し、幼児から高齢者までを対象に食育活動を実施した。滋賀県栄養士会に設置した地域の栄養ケア窓口では、県民や医療介護関係者からの相談も少しずつ増加し、地域住民に対して低栄養予防の出前講座も継続的に実施することができた。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>県民への啓発事業として、食育三行詩コンクールを実施した。継続的に取り組む学校もあり、応募数は昨年度より増加した。協議会および研修会ではコロナ禍での食育推進をテーマに意見交換、学習を行った。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>生涯を通じた食育推進活動では、子どもから高齢者まで世代ごとの食の課題に応じた食育を継続的に実施することが必要である。特に食育活動が届きにくい若い世代への取組を進めるため、更に高校・大学等との連携強化を図る必要がある。また、県民の生活に寄り添ったきめ細やかな支援を実施できるよう、医療、介護関係者と栄養士が連携し、県民からの相談に応じる体制の充実が必要である。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>滋賀県食育推進計画（第3次）の推進のため、コロナ禍での活動について情報共有するなど、関係団体による主体的かつ具体的な取組の推進と進捗管理を行うことが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>世代ごとの食の課題に応じた取組を進め、特に若い世代の県民が自分の健康や食生活に関心をもち、「何を」「どれだけ」「どのように」食べたらよいかを具体的に伝え、望ましい生活習慣が実行できるような取組を継続する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>これまでの取組を更に充実させるとともに、生涯を通じた食育推進を図る。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>滋賀県食育推進協議会においては、滋賀県食育推進計画（第3次）に基づき、関係団体の取組状況を情報交換し、県民への食育活動をより推進する。また、食育活動に役立つ情報等について学習するために研修会を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>世代ごとの課題に応じた食育の取組内容を協議会で共有し、幼児から高齢者まで全世代への食育推進を図る。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 健康づくりへの支援</p> <p>予 算 額 188,466,000 円</p> <p>決 算 額 174,654,873 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 健康しがの推進 57,583,212 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職域連携推進協議会 1回 ワーキング部会 2回、各二次医療圏域会議 4回 ・「健康経営セミナー」を動画配信により開催（11月～3月） ・二次医療圏域における研修会、情報交換会の開催 ・健康増進事業費補助 19市町 <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 44,200 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ活用事業プロジェクト会議の開催 1回 <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 18,743,974 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康しが」共創会議の開催 1回 <ul style="list-style-type: none"> 参画団体数 192団体（令和4年3月末時点） 共創会議を通じて創出された連携・活動事例 42件（令和4年3月末時点） ・「健康しが」企画運営会議の開催 3回 ・「健康しが」活動創出支援事業費補助金の交付 9団体（応募48団体） ・「ヘルシートリップしが」の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> モニターツアーの開催 3回 「ヘルシートリップしが」利用促進キャンペーンにおける写真投稿数 1,199件 ・健康推進アプリ「BIWA-TEKU」の活用 アプリダウンロード数 35,538人（令和4年3月末時点） <p>(4) 喫煙対策事業 741,820 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県たばこ対策推進会議の開催 1回 ・改正健康増進法に係る受動喫煙防止対策 ・喫煙が及ぼす健康影響の知識の普及（世界禁煙デー・禁煙週間啓発等） ・未成年者喫煙防止対策（健康教育の実施）

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 4,378,817 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業 県内大学の学生を対象に、Webを活用した健康チェックの実施および望ましい生活習慣の啓発 13大学 ・受動喫煙防止対策の周知啓発 ・滋賀県たばこ対策推進会議専門部会「受動喫煙のない社会促進会議」の開催 1回 <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 1,692,402 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議 1回 ・糖尿病地域医療連携推進会議 1圏域 <p>(7) がん対策強化学業 6,790,737 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町がん検診個別勧奨・再勧奨促進事業補助 9市町 ・がん患者の妊孕性温存治療助成 16人 ・小児がん患者支援事業 研修会2回 <p>(8) がん計画推進事業 70,539,781 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県がん対策推進協議会 本会2回、専門部会5回 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 6病院 <p>(9) がん検診推進事業 2,578,925 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診精度管理事業 部会長会議1回、検討部会5回、従事者講習会5回(255人) <p>(10) がん対策推進基金事業 9,823,005 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体・民間等自主事業費補助 12団体 ・がん患者等就労支援サポート事業 企業表彰1団体 <p>(11) がん患者のアピアランスサポート事業 1,738,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者のアピアランスサポート事業補助 11市町

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 健康しがの推進 新型コロナウイルス感染症の影響による健康課題も加わる中で、働き盛り世代からの健康づくりは重要であり、感染予防対策をはじめとする健康づくり情報を地域・職域に提供することができた。また、動画配信による「健康経営セミナー」を開催し、県内中小企業における健康経営の推進に寄与することができた。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 令和2年度に取り組んだ、国民生活基礎調査の個票を用いた主観的健康寿命の要因分析結果について、データ活用事業プロジェクト会議で報告し、今後の分析および資料化の方向性について有識者より助言を得た。 (新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、詳細な分析および公表用資料の作成には至らなかった。)</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 「健康しが」共創会議を開催するとともに、新たに助成金の交付や専門家・専門機関による事業化のサポートなど、総合的な支援を実施することで、県民の健康づくりにつながる活動の掘り起こしを行うことができた。また、「ヘルシートリップしが」や「BIWA-TEKU」の利用促進を通じ、楽しみながらおのずと健康に関心を持つことのきっかけづくりを提供できた。</p> <p>(4) 喫煙対策事業 滋賀県たばこ対策推進会議構成団体との連携を図りながら、各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響に関する知識の普及および未成年者への健康教育を実施することができた。</p> <p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 県内大学との連携のもと、Webを活用しながら、学生への健康チェックの実施と健康支援動画の配信等に取り組めた。 また、改正健康増進法の「望まない受動喫煙」をなくすという趣旨に基づき、県民および施設等への周知啓発等を行うことにより、県民の受動喫煙防止対策に関する気運醸成を図り、「健康しが」の促進につながった。 「健康しが たばこ対策指針」の関係団体等への周知に努め、改めてそれぞれの役割を再確認することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
	<p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの圏域で糖尿病地域医療連携推進会議や事例検討会が中止となったものの、関係機関が連携しながら、滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取組を実施することができた。</p> <p>(7) がん対策強化事業 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより受診者数が低下したため、受診への啓発を行った。</p> <p>(8) がん計画推進事業 滋賀県がん対策推進協議会を開催し、滋賀県がん対策推進計画（第3期）の中間評価を実施した。また、がん診療連携拠点病院において、がん相談支援を実施することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 がんの死亡率（75歳未満の年齢調整死亡率（人口10万人対））</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令2（基準）</td> <td>令3</td> <td>目標値</td> <td>達成状況</td> </tr> <tr> <td>62.3</td> <td>62.1</td> <td>前年度より減少</td> <td>達成（前年度より0.2ポイント減少）</td> </tr> </table> <p>(9) がん検診推進事業 市町のがん検診が効果的に実施できるよう、精度管理の向上や指針に応じたがん検診の実施について市町に働きかけを行った。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業 がん対策推進基金を活用し、啓発や情報発信等、民間団体が自主的に行う事業に対して補助し、がん対策の「共助」の取組を推進することができた。また、がん患者就労支援サポート事業により、事業所の取組を広報し、がん患者の仕事と治療の両立の促進を図ることができた。</p> <p>(11) がん患者のアピランスサポート事業 市町が行うウィッグ等の購入費助成事業に対し補助することで、市町の取組が広がり、これまでの6市町に加え、5市町が新たに助成事業を始め、19市町中11市町が補助金を活用された。</p>	令2（基準）	令3	目標値	達成状況	62.3	62.1	前年度より減少	達成（前年度より0.2ポイント減少）
令2（基準）	令3	目標値	達成状況						
62.3	62.1	前年度より減少	達成（前年度より0.2ポイント減少）						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 健康しがの推進 「健康いきいき21ー健康しが推進プランー（第2次）」の推進に向け、健康増進、生活習慣病の発症予防・重症化予防が重要であり、特に働き盛り世代については、健康経営の視点を取り入れた職場における健康づくりの取組支援を進める必要がある。 また、令和5年度には次期健康増進計画の策定を控えており、生涯を通じた健康づくりの全体評価に取り組み、次期計画策定に向けた検討の準備が必要である。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 データ活用プロジェクト会議における有識者からの助言を踏まえ、主観的健康感のより詳細な分析を行い、公表用資料の作成を行う必要がある。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 長引くコロナ禍の影響により、運動不足や栄養の偏りといった「からだ」の側面とともに、人や地域との交流機会の減少による孤立感、不安感の増加といった「こころ」の側面の健康課題が顕在化している。また、とりわけ女性の主観的健康寿命について、延伸しているものの全国的に下位にある。こうした状況を踏まえ、心身両面における健康づくりを進めていく必要がある。</p> <p>(4) 喫煙対策事業 喫煙率の減少等では一定の効果が見られるが、引き続き「健康しが たばこ対策指針」に基づき、たばこ対策推進会議構成団体等とも連携しながら、未成年者や妊婦の喫煙防止対策、喫煙にかかる健康影響の知識の普及等の更なる取組が必要である。</p> <p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 大学生の健康意識向上を目指して事業に取り組んでいるが、大学との連携を一層推進し、持続可能な体制づくりに取り組む必要がある。 また、受動喫煙による健康への影響が大きい子どもなどの非喫煙者に配慮した受動喫煙防止対策について周知啓発していく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 糖尿病の予防から、早期発見、早期治療、合併症予防までのネットワーク構築に関して、関係機関の連携した取組を更に推進する必要がある。</p> <p>(7) がん対策強化事業 コロナ禍にあっても、患者の悩み等が相談支援につながるような体制や広報などについて検討していく必要がある。</p> <p>(8) がん計画推進事業 ライフステージや個々の状況に応じたがん対策を進めるため、進捗状況を確認して計画を評価し、関係機関や県民の主体的な取組を促進する必要がある。</p> <p>(9) がん検診推進事業 がんの死亡率減少のため、新型コロナウイルス感染症による影響なども確認しながら、がん検診の受診率向上と精度管理を更に進める必要がある。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業 がん対策を効果的に推進するため、民間団体が自主的に行うがん対策事業を引き続き支援する必要がある。</p> <p>(11) がん患者のアピアランスサポート事業 市町が行うウィッグ等の購入費助成事業に対し補助する事業を継続することにより、がん患者の療養生活の質の向上を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 健康しがの推進</p> <p>①令和4年度における対応 「健康いきいき21—健康しが推進プラン—（第2次）」の評価について、関係機関、各市町と取り組んでいく。 また、国の次期「健康日本21」の骨子を踏まえ、本県の健康増進計画改定に向けて、課題等について整理していく。</p> <p>②次年度以降の対応 健康増進計画の改定により新たな目標設定を行い、その目標達成に向けて関係機関が連携を図りながら、各種施策の推進を図る。また、二次医療圏域の協議会を更に活性化させて地域特性に即した事業展開を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業</p> <p>①令和4年度における対応 女性の主観的健康寿命について経年的な変化を把握するとともに、平均寿命と主観的健康寿命との差が少ない他の都道府県についても調査するなど、多角的に要因分析を行う。分析結果は、分かりやすく資料化し、情報発信することで、関係団体等が実施する健康づくり活動に役立ててもらおう。</p> <p>②次年度以降の対応 「健康しが」共創会議の参画団体、市町、庁内関係課と分析結果を共有し、健康づくり施策への活用につなげる。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業</p> <p>①令和4年度における対応 健診結果など客観的な数値等に裏付けられる「健康」とともに、自分自身が「健康」「幸せ」と思える「ひとづくり」「まちづくり」を共創会議参画団体とともに進めていく。また、主として女性をターゲットとして、健康感の向上に向けた取組を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 更なる健康寿命の延伸に向けて、「健康なひとづくり」「健康なまちづくり」を共創会議参画団体とともに推進する。</p> <p>(4) 喫煙対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および未成年者への健康教育を実施する。また、「健康しが たばこ対策指針」を踏まえ、関係団体それぞれの役割を確認し、効率的・効果的な取組の推進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 上記指針に基づき、引き続きたばこ対策推進会議構成団体等と連携しながら、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および未成年者や妊婦への喫煙防止教育を効果的に実施し、更なる喫煙率低下を目指す。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業</p> <p>①令和4年度における対応 大学生を対象とした健康増進への取組については、これまでの取組に加え、更に大学との事業連携や、共創会議構成団体等との連携した取組等に繋がるよう、工夫して取り組む。 また改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の強化について、たばこ対策推進会議構成団体等と連携し、引き続き周知啓発を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 受動喫煙対策が効果的に展開されるよう周知啓発するとともに、必要に応じて指導等を実施する。また、子どもの健康と安全を守り、受動喫煙のないまちづくりを促進するため「受動喫煙のない社会促進会議」と連携しながら効果的な取組を検討し実施する。</p> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症に留意しながら、患者の療養支援を行う関係機関と連携して糖尿病の発症、重症化予防等に係る取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 「滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議」において糖尿病の予防、早期発見、早期治療、合併症予防まで一貫した糖尿病対策のネットワーク構築の推進を引き続き図る。</p> <p>(7) がん対策強化事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えられるよう、市町やがん診療連携拠点病院等への支援の充実を図る。また、がん医療の均てん化を継続して進めるとともに、がんとの共生を図るため、就労、生殖、外見等の生活不安の軽減が図れるよう取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県がん対策推進協議会や専門部会、がん診療連携協議会等の協議の場を通じて、課題を明確にし、生活の苦痛が軽減できるように患者・家族と関係機関との協働を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(8) がん計画推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 滋賀県がん対策推進協議会や専門部会において進捗を確認し、評価で明確になった課題などについて、関係機関で共有しながら取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの成果や今後の課題などについて整理した上で、次期計画の策定に向けた検討を行う。</p> <p>(9) がん検診推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 がん検診検討部会等において市町の実施する胃・子宮頸・乳・肺・大腸がん検診の精度管理等を引き続き行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の影響による検診者数の推移などについて評価・分析をしながら、がん検診の受診率向上に向けた取組について、より一層の推進を図る。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業</p> <p>①令和4年度における対応 コロナ禍にあっても民間団体が行う啓発活動等が継続して実施できるよう、感染予防対策等の情報提供を行いながら、実施予定の事業に対して支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県がん対策推進協議会やがん患者団体など関係機関の意見を聞きながら、民間団体が自主的に行うがん対策事業の効果的な取組を促進する。</p> <p>(11) がん患者のアピアランスサポート事業</p> <p>①令和4年度における対応 市町が行うウィッグ等の購入費助成事業に対し補助する事業を活用して、県内の取組がより広がるよう支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応 県内すべての市町において助成事業が実施されるよう、未実施の市町への働きかけを行う。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 うつ・自殺対策の推進</p> <p>予 算 額 48,546,000 円</p> <p>決 算 額 46,990,790 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 自殺対策推進事業 46,990,790 円</p> <p>○相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ころのほっと相談事業(対面相談) 相談件数 227件 ・ 自殺予防電話相談事業 相談件数 4,960件 ・ ころのサポートしがLINE相談 相談件数 2,895件 <p>○啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺予防週間(9月)における街頭啓発 実施箇所 0カ所 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) ・ 自殺予防リーフレットの配布 配布数 10,000枚 ・ SNS情報発信事業(リスティング広告) 広告表示回数 18,007,239回 広告クリック数 63,473回 <p>○人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートキーパー養成研修 開催回数 6回 養成者数 206人(累計)10,973人 ・ かかりつけ医うつ病対応力向上研修 開催回数 1回 受講医師数 25人 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町、民間団体の取組に対する助成 16市町、1団体 ・ 県自殺対策連絡協議会の開催 1回 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響により自殺者の増加が懸念されたことから、令和2年度から開催回数を拡大したころのほっと相談事業(対面相談)を継続するとともに、自殺予防電話相談事業についても令和2年度に1回線から一部の時間帯で2回線にするなど拡充し、さらに令和3年度はころのサポートしが(LINE相談)事業を5月から開始するなど、相談体制の強化に取り組んだ。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発は中止としたが、特に女性や若年層の自殺者が増加していることから、産科診療所やマザーズジョブステーション、ハローワーク等を通じて啓発資材(相談窓口ちらし入りサージカルマスク)を配布したほか、SNSを活用した情報発信事業を年度通じて実施するなど相談窓口の周知を行った。</p> <p>県自殺対策連絡協議会において、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済状況の変化も踏まえた対策や課題の検討を行い、商工会の窓口等でも自殺予防相談の周知を実施した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																																									
	<p>滋賀県の自殺者数 【地域における自殺の基礎資料（確定値）：厚生労働省】</p> <table border="1" data-bbox="667 339 2024 451"> <thead> <tr> <th colspan="3">令和2年</th> <th colspan="3">令和3年</th> <th colspan="3">増加数（R3-R2）</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>145</td> <td>81</td> <td>226</td> <td>152</td> <td>77</td> <td>229</td> <td>7</td> <td>△4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table data-bbox="725 523 2045 627"> <thead> <tr> <th>自殺死亡率（人口10万人対）</th> <th>平30（基準） （H29）</th> <th>令元 （H30）</th> <th>令2 （R1）</th> <th>令3 （R2）</th> <th>目標値 前年より減少</th> <th>達成状況 未達成 （前年より0.1ポイント増加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>14.5</td> <td>14.7</td> <td>16.2</td> <td>16.3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>県内の自殺者数は平成15年をピークに減少傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響等による社会経済状況等の変化により、今後、自殺者の増加が懸念されていることから、強化した相談体制や相談窓口についての情報発信を継続することが重要である。</p> <p>特に、若年層や女性の自殺者が増加していることから、効果的な対策を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>対面や電話による相談に加えて、令和3年度から実施しているSNSを活用した相談窓口（「こころのサポートしが」LINE相談）についても継続して実施することで、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかり寄り添い、こころに悩みを抱える人を孤立させないよう体制を維持していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響を注視するとともに、SNSを活用した相談窓口に関する情報発信（リスティング広告）を継続して実施していく。</p> <p>平成30年3月に策定した県自殺対策計画が令和4年度までであることから、自殺対策計画を改定する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>改定した県自殺対策計画に基づき、自殺者ゼロを目指して、県自殺対策推進センターを中心に、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">（障害福祉課）</p>	令和2年			令和3年			増加数（R3-R2）			男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	145	81	226	152	77	229	7	△4	3	自殺死亡率（人口10万人対）	平30（基準） （H29）	令元 （H30）	令2 （R1）	令3 （R2）	目標値 前年より減少	達成状況 未達成 （前年より0.1ポイント増加）		14.5	14.7	16.2	16.3		
令和2年			令和3年			増加数（R3-R2）																																				
男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計																																		
145	81	226	152	77	229	7	△4	3																																		
自殺死亡率（人口10万人対）	平30（基準） （H29）	令元 （H30）	令2 （R1）	令3 （R2）	目標値 前年より減少	達成状況 未達成 （前年より0.1ポイント増加）																																				
	14.5	14.7	16.2	16.3																																						

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>4 生涯を通じた歯の健康づくり</p> <p>予 算 額 72,917,000 円</p> <p>決 算 額 62,607,580 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 歯科保健対策費 31,659,404 円</p> <p>ア 歯科保健啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子でいい歯コンクール事業 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) ・口腔衛生啓発推進費補助事業 <p>イ 歯科保健医療体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児巡回歯科保健指導事業 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) ・障害児(者)歯科治療事業 延べ患者数 1,616人 <p>ウ 生涯歯科保健対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域歯科口腔保健推進事業 <p style="margin-left: 20px;">会議 3回</p> <p style="margin-left: 20px;">研修会 5回 60人受講</p> <p style="margin-left: 20px;">集団歯科保健指導</p> <p style="margin-left: 20px;">(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ素でむし歯ゼロ作戦事業 2市町 17人派遣 <p>(2) 在宅歯科医療推進事業 30,948,176 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師等派遣委託事業 8病院 ・在宅歯科医療連携室整備事業 1圏域 (湖南圏域) ・在宅歯科診療機器整備事業 間接補助 21カ所 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、滋賀県歯科医師会、滋賀県歯科衛生士会と連携し、ライフステージに応じた取組を実施することで、体系的な歯科口腔保健医療対策を推進できた。また、保健所単位での地域の課題や実情に応じた歯科口腔保健の推進に取り組むことができた。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>滋賀県歯科医師会が、地域包括ケアシステムの中で歯科医療関係者が担う役割について認識、実践し、また在宅療養者に関わる多職種の専門職とともに検討を行うことで、在宅歯科医療の支援の充実に向けた取組を進めることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 歯科保健対策費 新型コロナウイルス感染症が流行する中で実施できる歯科保健指導の方法や感染防護策の徹底など、関係者間での認識の共有をしながら歯科保健対策を進める必要がある。 また、令和5年度には次期歯科保健計画の策定を控えており、計画全体の評価に取り組み、次期計画策定に向けた検討の準備が必要である。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業 訪問歯科診療の利用は増加傾向にあるが、在宅歯科診療を更に推進していく上で、新規に訪問歯科診療を実施する歯科診療所への支援と併せて、携わる歯科衛生士の技術向上等への支援も必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行いながら、必要な治療や口腔管理にかかる事業が進められるよう、関係団体と連携しながら取組を推進していく。また歯科保健計画の評価について、関係機関、各市町と取り組むとともに、次期歯科保健計画の改定に向けて、課題等について整理していく。</p> <p>②次年度以降の対応 歯科保健計画の改定により新たな目標設定を行い、その目標達成に向けて関係機関が連携を図りながら、取組を進める。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 継続して訪問歯科診療を行っている歯科診療所の状況を周知する取組により、訪問歯科診療を取り入れる歯科診療所数の増加を図る。また、在宅療養支援に携わる歯科衛生士の増加や手技の水準の向上を図り、在宅歯科医療の体制整備を更に推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 地域課題や、学会等が示す新しい知見、新型コロナウイルス感染症流行下における在宅療養支援の在り方の変化など、在宅歯科医療を取り巻く状況に留意し、柔軟な事業展開を行う。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>5 介護予防の推進</p> <p>予 算 額 10,735,000 円</p> <p>決 算 額 10,698,980 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業 1,698,980 円</p> <p>ア 住民主体の介護予防推進のための市町地域マネジメント力向上支援事業</p> <p>・モデル4市町（守山市・甲賀市・竜王町・近江八幡市）</p> <p>継続的支援（直接研修：3回、個別現地支援：要望のあった市町に対して各1回（甲賀市・近江八幡市））</p> <p>・全市町対象 全体研修：2回 参加者数：計94人</p> <p>・「住民主体の介護予防推進のための市町地域マネジメント力向上の手引き」作成</p> <p>イ 介護予防リーフレットの配布 配布部数 5,572部</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 9,000,000 円</p> <p>43カ所の単位老人クラブ・学区連合会等にて、健康づくり・認知症予防等にかかる研修会・講習会等を開催</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業</p> <p>市町職員等が、先進地（大阪府大東市）の取組を学び、モデル市町として実際にノウハウを習得することで、住民主体の介護予防推進に向けた市町のマネジメント力向上を図ることができた。</p> <p>また、リーフレットの配布により、県民の介護予防に関する知識向上および意識醸成を図った。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助</p> <p>高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう、高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、県老人クラブ連合会を通じ補助を行うことで、介護予防活動の充実につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業</p> <p>先進地の事例から学んだ知識を各市町において実効性のある介護予防の取組に繋げることや、県内の他市町へそのノウハウを横展開し、更なる地域マネジメント力の向上を図り、市町における介護予防事業を着実に進める必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、外出頻度の減少、生きがい活動や通いの場の運営困難による体力・認知機能の低下、要介護状態の進行が考えられる。また、地域・社会とのつながりの減少による孤立を招く可能性がある。これらの状況を想定した心身の健康づくりや支え合いのまちづくりを日常的に進める必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ、実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 令和元年度から令和3年度まで実施したモデル事業の事後フォローおよび昨年度作成した冊子を活用して地域マネジメント力向上を図る。 また、各市町における地域ケア会議の推進に向けて、実施状況の取りまとめや横展開、研修会の開催、市町による地域ケア個別会議の相互視察フォローおよびアドバイザー派遣等を行い、取組を支援する。 加えて、国事業として実施される「地域づくり加速化事業」を活用し、市町の個別ニーズに応じてアドバイザーの派遣およびその前後のフォローアップを保健所、リハビリテーションセンターおよび近畿厚生局と連携して行い、市町が抱える課題に応じた個別の支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 上記のとおり、引き続き県担当課・保健所・リハビリテーションセンターが一体となって各市町のニーズに応じた個別支援による、地域マネジメント力の向上、介護予防事業の着実な推進に努める。 また、日常の介護予防事業等を通じた地域の助け合い・見守りの関係づくりと、支え合いの多様化を図り、高齢者を支えていく取組が深化するよう、市町間の情報交換の機会を設けるとともに、好事例の横展開に努める。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、他のモデルとなるような活動を行う老人クラブを対象に活動に必要な経費について支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>6 質の高い医療サービスの提供体制の整備</p> <p>予 算 額 643,085,000 円</p> <p>決 算 額 511,321,569 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 168,769,737 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療等協議会（検討部会） 2回 ・総合周産期母子医療センター運営費補助 2病院 ・地域周産期母子医療センター運営費補助 2病院 ・周産期緊急搬送コーディネーター設置 1病院 ・NICU等長期入院児支援事業費補助 4病院 <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 110,031,220 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療地域医師等研修の実施 9回 ・小児救急電話相談の実施 365日、電話相談件数 13,725件 ・小児救急医療支援事業補助 7地域 <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 156,082,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター運営費補助 3病院 <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 37,222,965 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報システムの運営 444,854アクセス <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業 800,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近江塾（看護師のアドバンス研修）等の研修ならびに訓練の実施 10病院 <p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 38,331,519 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療ネットワーク調査研究事業 ・原子力災害医療人材育成支援事業 1病院 ・原子力災害拠点病院等施設設備整備補助 4病院 ・原子力災害医療機器整備 <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 84,128 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーター研修の計画（新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止）

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 新生児死亡率や周産期死亡率は変動があるものの改善傾向にある。周産期医療等協議会および周産期検討部会において、新型コロナウイルス感染症流行下における医療提供体制も含めた周産期医療体制の現状や課題の共有等を行い、県内の医療機関等の関係機関との連携強化を図った。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、前年度に比べて小児救急医療地域医師等研修の回数が増加し、小児救急医療の診療に必要な専門知識の習得を図ることができた。 同様に小児救急電話相談の件数も前年度と比べて増加しており、電話相談の実施により保護者等の不安を解消するとともに、小児救急医療提供体制の確保を図ることができた。(即受診を薦めなかった割合は64.5%であり、適切な受診等を促し、医療機関の負担軽減を図ることができた。)</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 救命救急センターの運営に対して助成することで、365日24時間救急医療体制の維持・確保を図ることができた。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 アクセス数が昨年度から更に7万件以上増え、多くの県民に医療機関の情報を提供し、県民の適切な医療機関の選択の一助となった。また、消防本部への空床の情報提供により、適切な救急搬送に資することができた。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="696 1050 2051 1158"> <thead> <tr> <th>救急搬送の重症患者における 受入医療機関決定までの照会 回数4回以上の割合(%)</th> <th>平30(基準)</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1%</td> <td></td> <td>0.19%</td> <td>0.1%未満</td> <td>未達成ではあるが、全国で2番目に低い割合を維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業 近江塾(看護師のアドバンス研修)等種々の研修および訓練の実施により、県内の災害派遣医療チーム(DMAT)の技能・知識の維持および向上ならびに消防等関係機関との連携強化を図ることができた。</p>	救急搬送の重症患者における 受入医療機関決定までの照会 回数4回以上の割合(%)	平30(基準)	令3	目標値	達成状況	0.1%		0.19%	0.1%未満	未達成ではあるが、全国で2番目に低い割合を維持
救急搬送の重症患者における 受入医療機関決定までの照会 回数4回以上の割合(%)	平30(基準)	令3	目標値	達成状況							
0.1%		0.19%	0.1%未満	未達成ではあるが、全国で2番目に低い割合を維持							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療ネットワークおよび原子力災害医療にかかる施設・設備の整備ならびに人材育成により原子力災害医療体制の充実を図ることができた。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 研修会の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で中止した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 今後分娩を取り扱う産科の病院・診療所の減少や産科医の高齢化、医師の働き方改革の影響等を想定し、安心・安全な分娩場所の確保に向けた地域における分娩の在り方を検討する必要がある。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 夜間・休日における不要・不急な病院受診を減少させ、小児科医師の負担軽減を図るため、小児救急電話相談(#8000)の認知度向上への取組、かかりつけ医を持つことの重要性や適正受診の普及啓発、小児救急電話相談の利用促進に向けた啓発が必要である。</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 引き続き救命救急センターの運営に対して助成を行い、365日24時間いつでも重篤な救急患者を受け入れる体制の維持・確保を図る必要がある。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 より信頼性の高い情報を提供するため、適時適切な情報の更新の徹底が必要である。また、「医療ネット滋賀」をより広く県民に周知する必要がある。局地災害システムについても更に積極的に活用できるよう周知する必要がある。</p> <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業 関係機関との連携、情報共有を密にするとともに、新たな課題にも対応できるよう、DMAT隊員の資質向上を図っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療マニュアルを適宜見直し、原子力災害医療関係者の研修・訓練の実施を継続していく必要がある。また、原子力災害の特性から本県内での対応にとどまらず、国や他府県との連携の強化、および国の交付金を活用して施設・設備を整備し、体制整備を図っていく必要がある。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 滋賀県災害医療コーディネーター全員が統括・調整の知識を獲得し、当該体制の標準化を図り、また最新の知識を得るため引き続き研修を実施する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費</p> <p>①令和4年度における対応 医師の働き方改革を見据え、県内4つの周産期医療提供体制ブロックごとに地域の実情に合わせた検討を行い、安心・安全な周産期医療体制の構築のため、県内産科医療機関等の関係機関との連携強化、課題の解決を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 地域の病院、診療所との役割分担を明確にし、スムーズな連携が取れるように地域全体で周産期医療を提供できる体制（Biwako Safe Childbirth Network（びわこ セーフチャイルドバース ネットワーク））の構築に向け、引き続き検討を行う。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 小児救急電話相談（#8000）の認知度を上げるため、啓発資材を作成し、関係機関への配布やイベント等での配布等、機会を捉えて普及啓発を行う。（小児救急電話相談（#8000）の認知度：38.4%（令和3年度県政モニターアンケート））</p> <p>②次年度以降の対応 関係機関との連携や広報の機会を捉えて小児救急電話相談事業の普及啓発に努めるとともに、小児救急医療支援事業を継続し、小児救急医療体制の確保を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業</p> <p>①令和4年度における対応 県内すべての重篤な救急患者に対する24時間受入体制を維持・確保するため、救命救急センターの運営費について補助を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 365日24時間体制で重篤な救急患者の受入体制の維持・確保を図るため、引き続き、救命救急センターの運営の支援に努めていく。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業</p> <p>①令和4年度における対応 未報告医療機関に対して督促を行い、医療機関の報告率の向上および情報更新の徹底を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、未報告医療機関に対しては督促を行い、医療機関の報告率の向上および情報更新の徹底を図るほか、県民に対する広報に努めていく。医療ネット滋賀の機能のうち、「医療機能情報」が令和6年4月から全国統一システムに集約されることに向けて、円滑な移行の準備を進める。</p> <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業</p> <p>①令和4年度における対応 看護師のアドバンス研修として近江塾を実施し、DMAT隊員の更なる資質向上を図るとともに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）操作研修の実施により災害時の円滑な情報共有を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 これまで整備してきた物的、人的資源が円滑に機能するよう、研修や訓練等を充実させ、災害医療関係者の資質向上を図る。また、研修や訓練等を通じて、関係機関・団体との顔の見える関係を構築する等、相互理解や連携強化を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 滋賀県原子力防災訓練等に参加し、原子力災害医療体制の検証を行うとともに、原子力災害医療マニュアルの見直しを行う。 また、国の交付金制度を活用して、原子力災害拠点病院の設備整備等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 原子力災害医療マニュアルの見直し、研修、訓練の実施により、原子力災害医療体制の充実を図る。 また、広域的な連携を進めるとともに、国の交付金・補助金制度を活用して原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関の施設・設備整備を行い、対応能力の向上を図る。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業</p> <p>①令和4年度における対応 研修の受講率を100%に近づけることが災害医療コーディネート体制の充実につながることから、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、研修実施時期の早期周知など、受講しやすい環境づくりに努める。</p> <p>②次年度以降の対応 研修受講率を向上させるために、これまでの実績を検証しながら研修実施時期や研修日程を工夫する。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課、健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>7 医師等確保の総合的な対策の推進</p> <p>予 算 額 735,379,000 円</p> <p>決 算 額 698,182,633 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 210,672,896 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手医師、研修医向け研修会の開催 1 回 ・臨床研修1年目研修医向け研修会の開催補助 1 件 ・医師の復職支援研修事業補助 1 件 ・産科医等確保支援事業補助 14医療機関 ・医学生への修学資金の貸与 54人 ・医師キャリアサポートセンターの運営 修学・研修資金貸与医師の県内病院配置 22件 <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 487,509,737 円</p> <p>ア 看護職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修補助 34病院 ・看護職員資質向上推進事業 研修責任者研修 4日間 修了者20人 教育担当者研修 4日間 修了者51人 看護管理者研修 参加者29人 地域看護ネット会議開催 計19回 地域看護ネットワーク合同研修会 81人（7圏域） ・認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業補助 8施設 17人 ・助産師キャリアアップ応援事業 中堅対象 12日間 修了者5人 新人対象 4日間 修了者14人 参加施設 7施設 4人 <p>イ 看護職員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所運営費補助 7校 ・進学課程看護師養成所運営費負担金 1校 ・実習指導者講習会開催事業 実習指導者講習会 修了者65人 実習指導者講習会（特定分野） 修了者15人

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>ウ 看護職員の確保定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所運営費補助 28病院 ・看護職員養成施設の在学生への修学資金貸与 186人 ・県立看護師等養成所の在学生への授業料資金貸与 351人 <p>エ 潜在看護力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースセンター事業 <ul style="list-style-type: none"> ナースバンク事業 相談件数 24,105件 サテライトの設置運営 相談件数 455件 リスタートナース研修 3回 修了者39人 ・助産師復職支援事業 講習会13回 受講者延べ5人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>平成19年度から総合的な医師確保対策事業に取り組んできた結果、令和3年度の県内病院勤務医師数は1,972人と平成19年度と比較して601人増加した。また、県内の医療機関での就業義務がある修学・研修資金貸与医師数（就業義務年限中の者を含む。）は134人と令和2年度末から7人増加した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="694 893 1747 973"> <thead> <tr> <th>初期臨床研修医採用数（人）の維持</th> <th>平30（基準）</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>104人</td> <td>110人</td> <td>100人</td> <td>達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>ア 看護職員の資質向上</p> <p>経験年数に関わらず幅広い対象者に各種専門研修を実施することで、看護職員としての専門性を高めることにより、資質向上を図ることができた。</p> <p>イ 看護職員の養成</p> <p>看護師養成所への運営費補助等により、令和4年4月には583人の入学者を確保するとともに、令和4年3月卒業生546人のうち443人が看護職員として県内に就職した。</p> <p>また、実習指導者養成講習会を実施し実習指導者80人の養成を行うことにより、看護基礎教育の充実を図ることができた。</p>	初期臨床研修医採用数（人）の維持	平30（基準）	令3	目標値	達成状況		104人	110人	100人	達成
初期臨床研修医採用数（人）の維持	平30（基準）	令3	目標値	達成状況							
	104人	110人	100人	達成							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ウ 看護職員の確保定着 令和3年度は、修学資金貸与者の90.3%、授業料資金貸与者の96.7%が県内医療機関等に就業した。また、ワーク・ライフ・バランスの推進等により、令和3年度の看護職員離職率は10.4%であり、引き続き目標とする10%前後の維持を達成することができた。</p> <p>エ 潜在看護力の活用 ナースセンターにおいて24,560件の復職等に関する相談に対応し、潜在看護職411人の復職につなげることができた。 また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、サポートナースプロジェクトを実施し、688人の潜在看護職等を確保することができ、ワクチン接種や宿泊療養施設、保健所での業務に従事いただいた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 国が示す「医師偏在指標」では、本県は全国上位33.3%である医師多数都道府県（16位／47都道府県）に位置づけられた。しかし、この医師偏在指標は医師の絶対的な充足状況ではなく相対的な偏在状況（全体における位置関係）を示すものであるとともに、国の推計では令和6年度時点でも全国で約1万人の医師が不足するとなっていることから、本県でも決して医師が充足している状況ではない。また、県内でも二次保健医療圏域や診療科によって医師の偏在があるため、令和2年3月に「滋賀県保健医療計画」の一部として策定した「滋賀県医師確保計画」（計画期間：令和2年度～令和5年度）に基づき、引き続き医師の確保や偏在解消に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 国が示した算定式に基づき令和元年度に実施した新たな看護職員需給推計において、本県では令和7年において709人～2,097人の看護職員が不足するとの推計結果になった。ただし、この需給推計は、地域医療構想等における令和7年の医療需要に基づき推計したものであり、一定の前提条件の下で算定された需要と供給の今後の大きな方向性を示すものであるため、県内の実情も十分に踏まえた上で今後の看護職員確保対策に取り組む必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>特に喫緊の課題である産科医を確保するため、産科医を目指す専攻医や新たに県内の分娩取扱医療機関で勤務を開始する専門医向けの貸付制度を創設し県内就業を促進するほか、勤務環境改善に取り組む医療機関への支援の充実、さらには、滋賀で働く魅力を発信するなど、引き続き、「滋賀県医師確保計画」に基づき、医師の派遣調整等を通じた偏在対策、医師のキャリア形成支援、医師の働き方改革等を踏まえた勤務環境の改善および医師の養成過程等を通じた確保対策の4本柱による取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和6年度からの次期滋賀県医師確保計画の策定に合わせて、医師の働き方改革への対応や県内の実情を踏まえた実効性のある取組を検討し、将来の地域医療を見据えた医師の安定的な確保および地域・診療科偏在の解消に向けた総合的な取組を一層進めていく。</p> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>今後の効果的な取組に繋げるため、看護の実態調査や様々な媒体を活用した魅力発信を新たに実施するほか、質の向上を図るため、認定看護師の育成および特定行為研修への受講促進のための支援の充実、さらには、現場の声を施策に反映させるため、しがサポートナースプロジェクト登録者によるワーキンググループや甲賀圏域で地域偏在の解消に向けた検討会を設置するなど、引き続き、「滋賀県保健医療計画」に基づき、資質の高い看護職の養成、潜在看護職の復職支援、勤務環境改善等による定着促進および地域・領域別偏在の調整の4本柱による取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和6年度からの次期滋賀県保健医療計画の策定に合わせて、看護職員実態調査の結果をはじめ現場の声や県内の実情を踏まえた実効性のある取組を検討し、将来の地域医療を見据えた看護職の安定的な確保に向けた総合的な取組を一層進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>8 感染症対策の推進</p> <p>予 算 額 80,441,000 円</p> <p>決 算 額 74,057,359 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業 12,050,817 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検査 受付件数 666 件（保健所、委託医療機関） ・初回精密検査助成 申請件数 10 件 ・定期検査助成 申請件数 延べ 30 件 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 支払件数 2 件 <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業 51,078,225 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払件数 3,230 件 ・受給者証交付件数 878 件 <p>(3) 風しん対策推進事業 10,928,317 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しん抗体検査 1,677 件（委託医療機関） ・予防接種助成件数 334 件（15市町） <p>2 施策成果</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業</p> <p>保健所および委託医療機関で検査を実施し、肝炎ウイルス感染者の早期発見に努めた。検査陽性者のフォローアップを実施し、初回精密検査費用を助成することで検査陽性者を早期に医療につなげることができた。定期検査費用を助成することで定期的な病状把握につながった。</p> <p>また、肝がん・重度肝硬変患者の医療費を公費負担し、患者の臨床データを国へ提供することで、国が進める肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進に寄与した。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <p>肝炎インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業</p> <p>医療機関で風しん抗体検査を実施し、必要な人に予防接種を勧奨するとともに、市町への予防接種費用の助成をすることで先天性風しん症候群の発生リスクを軽減することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業 ウイルス性肝炎は症状が顕在化しない場合があるため、引き続き、感染者の早期発見と重症化の予防を推進していく必要がある。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業 公費負担制度について関係者に周知し、肝硬変・肝がんの予防および肝炎の感染防止のため、引き続き、肝炎患者の早期治療を促進する必要がある。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業 国の「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、風しんおよび先天性風しん症候群の発生予防とまん延防止を図るため、引き続き、必要な人に対する抗体検査、情報提供および予防接種の勧奨を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 肝炎ウイルス検査の受検、初回精密検査および定期検査費用助成について、県ホームページ、広報誌やSNS等各種広報媒体を利用し、制度の周知を図り、医療講演会の場等において制度の説明に努める。 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、助成申請者が少ないため、医療ソーシャルワーカーなどを対象に勉強会を実施し、制度の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 令和4年度に実施した啓発等の内容を検証し、より効果的な啓発等の強化に努める。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <p>①令和4年度における対応 県ホームページを活用して公費負担制度の周知を図るとともに医療講演会の場等において制度の説明に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 風しん対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 市町、県内量販店へのチラシの配布および県ホームページ、広報誌やSNS等各種広報媒体を利用し、制度の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 風しん抗体検査受検者数は増加してきているが、令和4年度に実施した啓発等の内容を検証し、より効果的な啓発等の強化に努める。</p> <p style="text-align: right;">(感染症対策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>9 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>予 算 額 57,702,696,000 円</p> <p>決 算 額 52,172,225,288 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p><医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業 31,421,348,992 円</p> <p>入院病床を確保した医療機関を支援 25医療機関 500病床（最大確保時）</p> <p>滋賀県安心ケアステーションの設置 開設日：令和3年11月17日 入所者数 19人</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援 1,027,477,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業費補助 17医療機関 重症患者を受け入れるため、CT画像診断装置等の整備に要する経費を補助 ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助 22医療機関 入院患者を受け入れるため、人工呼吸器等の整備に要する経費を補助 <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営 190,256,413 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症患者の療養先および搬送手段を調整 療養先調整人数（入院・宿泊療養）：10,958人 災害医療コーディネーター（DMAT等）による支援 医師：延べ385回 看護師：延べ549回 業務調整員：延べ450回 患者移送 件数 4,362件 <p>(4) 【感】医療従事者等への支援 379,316,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者勤務環境改善支援事業費補助 24医療機関 医療機関が医療従事者等に対して、支給する特殊勤務手当等に要する経費を補助 ・感染症指定医療機関等病床利用促進事業費補助 6 医療機関 医療従事者の負担軽減を目的として、患者退院後の病室清掃を外部委託するための経費を補助 <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） 441,434,861 円</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者の入院時または宿泊療養時等における医療費を公費負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院 支払件数 3,450件 ・宿泊療養および自宅療養 支払件数 23,420件

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査(PCR検査業務委託を含む) 800,326,981 円 新型コロナウイルス感染症の早期発見、感染拡大防止を目的に疑い患者等に対して保健所でPCR検査等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生科学センター実施検査 検査数 21,416件 ・PCR検査業務委託契約 検査数 76,833件(委託数:22者) <p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業 97,271,274 円 県民が身近で検査が受検できるよう医療機関の協力を得て、地域外来・検査センターを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域外来・検査センターの設置および運營業務委託契約 検査数 3,669件(委託数:10者) <p>(3) 【感】公費負担制度(PCR等検査費) 545,411,754 円 新型コロナウイルス感染症が疑われる者に対する検査費用を公費負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR等検査 支払件数 186,119件 <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 199,836,048 円 高齢者施設等において、発熱等の症状を有する利用者が判明した場合に管理者判断で検査を受検できる体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用施設数 518件 ・PCR検査人数 14,629件 ・診療受診者数 373件 <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 121,272,149 円 ・感染拡大期において、全県で高齢者施設等に対して、一斉に検査できる体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回目: 8月10日～9月12日 検査実施施設数 694件 PCR検査人数 14,369件 2回目: 1月28日～2月28日 検査実施施設数 456件 PCR検査人数 8,425件

事 項 名	成 果 の 説 明																																				
	<p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】 宿泊療養体制確保事業 3,679,443,459 円</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の軽症者等にかかる宿泊療養施設を設置 4施設 677室（最大確保時）</p> <p>① ホテルピアザびわ湖 62室 開設日：令和2年4月22日 入所者数 1,355人</p> <p>② 東横INN彦根駅東口 209室 開設日：令和2年8月31日 入所者数 1,740人</p> <p>③ 草津第一ホテル 129室 開設日：令和3年2月1日 入所者数 1,370人</p> <p>④ ホテルルートイン草津栗東 277室 開設日：令和3年7月15日 入所者数 1,722人</p> <p>(2) 【感】 自宅療養体制整備事業 299,173,977 円</p> <p>・自宅療養者に対して食料品を支給 18,411人（19,362セット）</p> <p>・自宅療養者に対する健康観察業務 対象件数 1,894件（委託数：58者）</p> <p>・自宅療養者に対する夜間相談センターの設置 開設日：令和3年9月13日 相談件数 633件</p> <p>・滋賀県見守り観察ステーションの設置（防災危機管理センター内） 開設日：令和3年8月28日 入所者数 16人</p> <p>(3) 【感】 福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄補充・配布、かかり増し経費補助 182,633,485 円</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄補充・配布</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高齢者福祉施設</td> <td>ガウン</td> <td style="text-align: right;">55,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フェイスシールド</td> <td style="text-align: right;">389枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手指消毒用エタノール</td> <td style="text-align: right;">240リットル</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">障害福祉施設</td> <td>マスク</td> <td style="text-align: right;">2,500枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護服</td> <td style="text-align: right;">600着</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴーグル</td> <td style="text-align: right;">1,200個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ヘアキャップ</td> <td style="text-align: right;">3,000個</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子ども食堂</td> <td>手指消毒用エタノール</td> <td style="text-align: right;">378リットル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手指消毒用エタノール自動噴霧器</td> <td style="text-align: right;">140台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非接触体温計</td> <td style="text-align: right;">70個</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">認可外保育施設</td> <td>マスク</td> <td style="text-align: right;">32,350枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手袋</td> <td style="text-align: right;">138,300枚</td> </tr> </table>	高齢者福祉施設	ガウン	55,000枚		フェイスシールド	389枚		手指消毒用エタノール	240リットル	障害福祉施設	マスク	2,500枚		防護服	600着		ゴーグル	1,200個		ヘアキャップ	3,000個	子ども食堂	手指消毒用エタノール	378リットル		手指消毒用エタノール自動噴霧器	140台		非接触体温計	70個	認可外保育施設	マスク	32,350枚		手袋	138,300枚
高齢者福祉施設	ガウン	55,000枚																																			
	フェイスシールド	389枚																																			
	手指消毒用エタノール	240リットル																																			
障害福祉施設	マスク	2,500枚																																			
	防護服	600着																																			
	ゴーグル	1,200個																																			
	ヘアキャップ	3,000個																																			
子ども食堂	手指消毒用エタノール	378リットル																																			
	手指消毒用エタノール自動噴霧器	140台																																			
	非接触体温計	70個																																			
認可外保育施設	マスク	32,350枚																																			
	手袋	138,300枚																																			

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助</p> <p>(ア) 介護サービス継続支援事業費補助金 73法人 感染者が発生した介護サービス事業所等が、安定的に介護サービス提供を行うための経費を補助</p> <p>(イ) 介護サービス施設・事業所等における感染防止対策継続支援事業費補助金 1,066事業所 介護サービス施設・事業所等が感染防止対策に資する衛生用品等を購入するための経費を補助</p> <p>(ウ) 障害福祉サービス確保のための支援事業費補助金 14法人 感染者が発生した障害福祉サービス事業所等が、安定的に障害福祉サービス提供を行うための経費を補助</p> <p>(エ) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金 580事業所 障害福祉サービス施設・事業所等が感染防止対策に資する衛生用品等を購入するための経費を補助</p> <p>(オ) 児童養護施設等入所措置費 児童養護施設等に対し、マスク等の消耗品、密集を避けるための個室化改修費用、特殊勤務手当等の経費等の感染症対策のためのかかり増し経費を措置 ・児童養護施設等における新型コロナウイルス感染防止等対策事業 乳児院：1施設、児童養護施設：4施設、児童心理治療施設：1施設 母子生活支援施設：1施設、自立援助ホーム：1施設</p> <p>(カ) 地域子育て支援事業 市町に対して、放課後児童クラブ等がマスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、感染症対策の研修受講や消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助</p> <p>利用者支援事業 14カ所 延長保育事業 103カ所 放課後児童健全育成事業 400支援単位 地域子育て支援拠点事業 55カ所 乳幼児全戸訪問事業 3カ所 一時預かり事業 78カ所 養育支援訪問事業 1カ所 病児保育事業 21カ所 ファミリー・サポート・センター事業 3カ所</p> <p>(キ) 認可外保育あんしん促進事業 認可外保育施設に対して、マスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助 39施設</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 2,332,925,706 円</p> <p>ア 医療従事者への接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター設置（2名）：接種実績 45,514人（令和3年7月5日接種完了） <p>イ 専門相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副反応等医学的見地が必要な相談を受ける専門相談窓口を開設：相談件数 38,531件（4/1～3/31） うち外国語対応件数 18件 ・副反応協力医療機関の整備：県内9医療機関 <p>ウ 接種にかかる周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副反応等の専門相談窓口の案内にかかる広報 びわこ放送テレビCM作成・放送（30秒）：計6種類、840本放送 県内新聞6紙折り込みチラシ作成・配布：3回 若年層向け動画作成、SNS広告：計6種類 <p>エ 接種促進支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）県広域ワクチン接種センター（大規模接種会場）2会場の設置：接種人数 53,157人 （イ）個別接種促進のための協力金の給付：支給医療機関数 174診療所、41病院 （ウ）職域接種相談デスクの設置および職域接種支援事業の実施：相談件数 446件 補助金交付団体6件 <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 138,674,683 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に発熱等の症状が発生した場合に24時間相談できる受診・相談センターを設置および運営 相談件数 58,121件 <p>(2) 【感】自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化 32,731,565 円</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業</p> <p>（ア）相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのほっと相談事業(対面相談)【再掲】 相談件数 227件 ・自殺予防電話相談事業【再掲】 相談件数 4,960件 ・こころのサポートしがLINE相談【再掲】 相談件数 2,895件 ・滋賀いのちの電話相談員相談環境整備事業補助 活動拠点の拡充、相談ブースの隔離など相談環境の改善

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(イ) 啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防リーフレットの配布 【再掲】 配布数 10,000枚 ・SNS情報発信事業（リスティング広告）【再掲】 広告表示回数 18,007,239回 広告クリック数 63,473回 <p>イ こころのケアチーム支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者に対して、知事メッセージと相談窓口を掲載したリーフレットを送付 ・医療機関等に対して、相談窓口を掲載したリーフレットを送付 ・電話相談 110件 面接相談 10件 施設支援 11件 合計 131件 <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助 10,115,204,000 円</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施に伴い、貸付原資を増資するため県社会福祉協議会に原資の補助を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付実績 緊急小口資金 5,481件 1,066,560千円、総合支援資金 延べ13,238件 6,928,220千円 <p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 32,966,130 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査助成事業 1,645件 <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 22,020,521 円</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業</p> <p>在宅で生活する障害者や家族等が新型コロナウイルスに感染するなどして、在宅での生活中、通常のサービスの提供が困難となった場合に、感染対策を講じた上で必要なサービスを継続して実施することで地域での生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援実施件数：5件5人 <p>イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業</p> <p>家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもを滋賀県青年会館（一時保護所のサテライト施設）において一時保護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県青年会館における一時保護：3件7人

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 【感】 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 13,441,000 円 ア 地域子育て支援事業 ①小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等の対応を行った場合に、追加で生じる費用を支援 68支援単位 ②放課後児童クラブの臨時休業や登園自粛要請に伴い、市町が保護者に返還する日割り利用料を支援 168支援単位 等</p> <p>(5) 【感】 認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 43,286,290 円 ア 施設型給付・地域型保育給付 市町からの要請に基づき、保育所等を臨時休園等した場合の保育料の日割り減免に係る財政支援：15市町 イ 認可外保育あんしん促進事業 臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免に係る財政支援：5施設 延べ135人</p> <p>(6) 【感】 「すまいる・あくしょん」普及啓発事業 3,300,000 円 ①イベント実施：44回（参加者数：3,413名） ②すまいる・あくしょん宣言企業・団体等：64団体</p> <p>(7) 【感】 ひとり親家庭に対する特別給付金支給事業 52,473,000 円 ア 児童扶養手当支給費（6町分） ・令和3年4月児童扶養手当受給者 576世帯 ・公的年金等受給者 13世帯 ・家計急変者 44世帯</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果 <医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業 病床・宿泊療養施設確保計画に基づき感染状況に応じた適切な病床を確保し、症状の重い方や重症化リスクの高い方など入院治療が必要な方が入院できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援 陽性患者を受け入れる病院に対して、人工呼吸器や体外式膜型人工肺、HEPAフィルター付き空気清浄機などの必要な設備の整備に対して支援するとともに、酸素投与や呼吸モニタリングが可能な重点医療機関に対して、超音波画像診断装置やCT撮影装置等の整備への支援を行い、新型コロナウイルス感染症に対応できる医療提供体制を整備することができた。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営 適切なリスク判断に基づき、適時・適切な療養先・搬送調整を実施することができた。また、感染拡大期においても症状に応じて複数の搬送手段を確保し、搬送先の調整後、速やかに搬送できる体制を確保することができた。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援 医療機関が医師や看護師などの従事者に対して宿泊費用を支給するために要する経費や新型コロナウイルス感染症に対応するため支給する特殊勤務手当に要する経費を補助するとともに、清掃業務を外部に委託するために要する経費を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の治療に従事する方々を支援することができた。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） 新型コロナウイルス感染症の治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査(PCR検査業務委託を含む) 新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査について、検査検体数が増加した場合等、検査需要に応じて柔軟に対応できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業 新型コロナウイルス感染症にかかる検査が必要と判断された者に対して、地域医師会員からの紹介・予約を受けて円滑にPCR検査をするための体制を確保した。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度(PCR等検査費) 新型コロナウイルス感染症の検査にかかる費用を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 高齢者施設や障害者施設等において、風邪様症状者が発生した場合に早期に介入することで新型コロナウイルス感染症のクラスターの早期検知に努め、感染拡大の大規模化を抑止することができた。</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 感染拡大地域において高齢者施設等の従事者に対する一斉検査を集中的に実施し、感染者の早期発見・感染拡大の抑止に努めた。</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養でき、必要に応じて中和抗体薬、経口治療薬の投与等の医療行為が可能な宿泊施設を設置・運営することにより、安心して療養できる体制を強化することができた。また、医療機関の負担を軽減し、特に入院が必要な者に対する病床を確保することができた。</p> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業 自宅で療養する陽性者に対して、必要に応じて食料品の支給を実施し、専用の夜間相談窓口を設置するとともに、療養中に症状が悪化した場合、速やかに医療的ケアを実施するための一時的な受入先として滋賀県見守り観察ステーションを設置することにより、安心して療養できる体制を確保することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄補充・配布、かかり増し経費補助</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄補充・配布 感染症患者が発生した施設等において衛生資材が不足している場合に速やかに資材を配布することで、施設内の感染拡大防止の取組を支援した。</p> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助 施設が感染症対策を徹底しつつサービスを継続的に提供できるよう、感染症対策にかかるかかり増し経費を支援するとともに、サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援した。</p> <p>(4) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 市町や医療機関等と連携を図りながら、県民への新型コロナウイルスワクチン接種を安全・安心かつ着実に推進するとともに医療従事者等の接種希望者に対し、適期・適切に接種を実施した。 さらに広域ワクチン接種センターを設置し、迅速なワクチン接種に貢献するだけでなく、学生の優先接種や若者対象の夜間枠、受験生・就活生枠を設置することにより若者世代の接種を推進した。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 看護師等の資格を有する者を配置し、県民等からの受診相談を含む新型コロナウイルス全般の質問に応じることであり、発熱者等を医療機関受診に繋げるとともに、県民等の不安を解消することができた。</p> <p>(2) 【感】自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業 新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化し、生活への不安や孤立などから自殺者の増加が懸念されることから、こころの健康を保つポイントや生活・経済・こころの相談窓口等を掲載したチラシを作成し、9月の自殺予防週間や、3月の自殺対策強化月間にあわせて、自殺予防相談窓口の周知を図ることができた。 また、滋賀いのちの電話の感染対策を強化し、安心・安全な相談環境を確保することができた。</p> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、感染された方やその御家族、医療従事者等から不安の声が寄せられたことから、こころのケアを目的として、令和2年4月にこころのケアチームを設置するとともに、相談窓口やストレス対処に関するリーフレットを作成・周知し、専用電話等による相談を実施した。その後、クラスターの発生した施設にも対象を拡大するなど、感染者等の不安を解消することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少して生活資金でお悩みの方に迅速に貸付を行うことができた。</p> <p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 ウイルス検査助成事業により、不安を抱える妊婦への支援体制の充実を図ることができた。</p> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 本人や同居家族等が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合においても、地域での生活に必要な支援を実施することができた。 イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業 家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもについて、滋賀県青年会館（一時保護所のサテライト施設）での一時保護により、子どもが安全に生活できる環境を確保した。</p> <p>(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 ア 地域子育て支援事業 ・小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブおよびファミリー・サポート・センター事業の利用増に対応するための財政支援を行うことにより、小学校の臨時休業時における子どもの居場所を確保できた。 ・放課後児童クラブの休業等による利用料返還等に係る財政支援を行うことにより、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援</p> <p>ア 施設型給付・地域型保育給付 市町からの要請に基づき保育所等を休園したことに伴う、保育料の日割り減免・返還による教育・保育給付費の増加に対して財政支援を行うことで、継続的な保育の提供を支援した。</p> <p>イ 認可外保育あんしん促進事業 臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免により増加する施設負担分に対し、財政支援を行うことにより、認可外保育施設の安定した運営を支え、継続的な保育の提供を支援した。</p> <p>(6) 【感】「すまいる・あくしょん」普及啓発事業 令和2年度に策定した「すまいる・あくしょん」を普及啓発するため、県内にある13の子育て支援団体からなる実行委員会の協力を得て、地域における啓発イベントを行うとともに、「すまいる・あくしょん宣言企業・団体等」の登録を進め、子どもや子どもを取り巻く関係者の行動変容を促すことができた。</p> <p>(7) 【感】ひとり親家庭に対する特別給付金支給事業</p> <p>ア 児童扶養手当支給費 児童扶養手当受給者等に特別給付金を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮しているひとり親家庭の経済的負担を軽減することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p><医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染は引き続き、感染拡大期と小康期を繰り返すと考えられるため、必要な入院医療を提供できる病床を継続して確保する必要がある。</p> <p>また、感染拡大期には陽性者数が著しく増加する傾向にあり、適切な時期に必要な病床を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等に対する通常医療の提供体制を確保することも重要であり、ウイルスの特性を踏まえつつ、両者のバランスが取れた医療提供体制を検討し、整備する必要がある。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援</p> <p>重症化リスクの高い患者の受入体制を強化するなど流行するウイルスの特性に応じた入院医療提供体制の整備が必要である。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営</p> <p>感染状況に応じて調整・搬送も増減することから、適時・適切な療養先・搬送調整を実施し、搬送できるよう必要な体制を維持する必要がある。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援</p> <p>感染拡大期を経るたびに1日当たりの最大陽性者数や延べ入院者数が増加しており、医療従事者への負担が蓄積かつ増大している可能性があるため、必要な支援を継続する。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の予防および感染防止のため、早期治療を促進する必要があることから、引き続き制度の周知を図る必要がある。</p> <p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（PCR検査業務委託を含む）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大期あるいは感染拡大する恐れのある状況や重症化リスクのある高齢者等の施設において陽性者が出た場合などに、迅速かつ広く検査を実施できる体制を整備する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業 引き続き地域医師会の会員から依頼のあった検査を受け入れる体制を確保するとともに、圏域ごとの検査体制に応じ、PCR検査センターの設置の必要性を検討する必要がある。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度(PCR等検査費) 公費負担制度について関係者に周知し、新型コロナウイルス感染症の予防および感染防止のため、引き続き、適切な検査の実施を促進する必要がある。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続きクラスターの早期検知・大規模化抑止の必要があることから、EBS事業の一層の周知を図る必要がある。</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期に、重症化リスクのある高齢者等の施設に対して集中検査を実施し、感染拡大抑止を図る必要がある。</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症の感染は引き続き、感染拡大期と小康期を繰り返すことが予想されるため、宿泊療養体制を継続して確保する必要がある。 また、第6波において、従来の宿泊療養施設では特別な配慮を要する高齢者等に対する対応が困難であったことから、軽症であっても身の回りの世話に何らかの見守りや手助けが必要な高齢者等が安心して療養できる体制を整備する必要がある。</p> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業 感染拡大による陽性者の増加に伴い、自宅療養者が増加することから、健康観察等の保健所業務のICT化や外部委託化を進めることにより、保健所業務のひっ迫を防ぎ、重症化リスクの高い陽性者に確実に対応できる体制を整備する必要がある。 発生届出の限定化に伴い、発生届出が提出されない患者が発生し、それらの者に対する自宅療養支援や食料品の支給、症状悪化時に対応できる体制を整備する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄補充・配布、かかり増し経費補助</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄補充・配布 引き続き、感染症患者が発生した施設等で衛生資材が不足している場合に速やかに資材を配布し、施設内での感染拡大防止の取組を支援する必要がある。</p> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助 引き続き、感染拡大を防止する観点から各施設の衛生資材の購入支援を行うとともに、職員の感染症対策の徹底を図るための必要な経費を支援することにより、継続的な事業実施に向けた環境を整える必要がある。</p> <p>(4) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 オミクロン株対応ワクチンの接種開始に伴い、市町への支援を継続するとともに分かりやすい広報を実施し、接種を希望する県民への接種完了に向けて、県広域ワクチン接種センターにおいても接種を促進する必要がある。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 相談件数が増加しても、確実に受診相談に繋がる相談体制の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) 【感】自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う社会経済状況等の変化により、今後、自殺者の増加が懸念されていることから、令和2年度に強化した相談体制や相談窓口についての情報発信を引き続き継続することが必要である。 特に、若年層や女性の自殺者が増加していることから、効果的な対策を行う必要がある。</p> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業 感染拡大した際にもこころのケアが必要な方に必要な情報が届くよう、継続した周知を行う必要がある。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助 借受世帯の生活状況や収入状況の把握を行い、資金の貸付のみでは生活の再建が困難な方には、関係機関と連携し、生活改善や就労支援等を継続する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 安心・安全な妊娠や出産を望む妊産婦にとって、新型コロナウイルス感染症に対する不安は大変な脅威であることから、今後も引き続き妊産婦の不安に対する継続的な支援が必要である。</p> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 急な支援の実施が必要になった場合でも適切な対応ができるよう支援人員の確保に努める必要がある。 イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業 家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもについて、引き続き、子どもが安全に生活できる環境の整備が必要である。</p> <p>(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 ア 地域子育て支援事業 引き続き、放課後児童クラブを臨時休業させた場合、日割りの利用料を補助するなど、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 ア 施設型給付・地域型保育給付 引き続き、園が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう財政支援を継続する必要がある。 イ 認可外保育あんしん促進事業 引き続き、施設が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう財政支援を継続する必要がある。</p> <p>(6) 【感】「すまいる・あくしょん」普及啓発事業 「すまいる・あくしょん」に基づく行動変容を促すよう、引き続き、イベントやホームページ等で普及啓発を図る必要がある。</p> <p>(7) 【感】ひとり親家庭に対する特別給付金支給事業 ア 児童扶養手当支給費 新型コロナウイルス感染症の長期化により生活に困窮する児童扶養手当受給者等に対して、引き続き、支援を行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応 <医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業</p> <p>①令和4年度における対応 感染拡大時に流行しているウイルスの特性を踏まえつつ、各医療機関と連携を図りながら県として必要な病床を確保するとともに、追加で必要となる経費を確保し、補助金交付に向けた事務を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は、必要な時期に適切な入院病床を確保できるよう病院と調整を行うとともに、支援を継続していく。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援</p> <p>①令和4年度における対応 これまでから各病院の協力のもと県として必要な病床を確保したところであり、各病院において必要となる設備を確認するとともに、支援に要する経費を確保し、補助金交付に向けた事務を進めている。また、重症化する可能性が高く、特別の配慮が必要な透析患者に対する受入体制を強化するための支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合はウイルスの特性を踏まえた医療機関のニーズを把握し、県民に新型コロナウイルス感染症にかかる医療を適切に提供できるよう、支援の必要性を検討する。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営</p> <p>①令和4年度における対応 関係医療機関等と連携を図り、感染拡大状況に応じ必要な人員を確保できる体制を構築した。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は感染状況や患者の重症度等に応じた円滑な療養先・搬送調整を継続して実施する。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援</p> <p>①令和4年度における対応 必要となる経費を確保し、補助金交付等に向けた事務を進めている。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は医療従事者の負担軽減等にかかる支援の必要性を検討する。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費）</p> <p>①令和4年度における対応 関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、公費負担制度の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。</p> <p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（PCR検査業務委託を含む）</p> <p>①令和4年度における対応 民間検査機関や県内医療機関等において委託契約を締結し、検査を実施できる体制を拡充する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期または感染が拡大する恐れのある状況にある場合は、引き続き確実に検査を実施できる検査体制を維持する。</p> <p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続きPCR検査センターにおける検査の受け入れ体制を維持していくとともに、圏域の検査体制に応じて、当該センターの設置または廃止を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期または感染が拡大する恐れのある状況にある場合は、引き続き圏域の検査体制を踏まえつつ、PCR検査センターにおいて検査を実施できる体制を確保する。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度（PCR等検査費）</p> <p>①令和4年度における対応 関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、公費負担制度の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 【感】 イベントベースサーベイランス</p> <p>①令和4年度における対応 関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、EBS事業の周知を図る。</p> <p>②次年度以降における対応 引き続き、事業の周知啓発を行うとともに、感染状況に合わせて検査基準の見直しを行う。</p> <p>(5) 【感】 高齢者施設等の一斉検査</p> <p>①令和4年における対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に、機動的に集中的検査を実施する。</p> <p>②次年度以降における対応 引き続き、感染状況に合わせて実施する。</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】 宿泊療養体制確保事業</p> <p>①令和4年度における対応 重症化リスクを有するなど特別な配慮を要する高齢者等で、見守りや手助けが必要な軽症患者を受け入れるため、ホテルピアザびわ湖の利用方法を見直し、高齢者等のための宿泊療養施設として運用を開始した。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は、配慮が必要な軽症者の受入のための宿泊療養体制を維持し、医療機関の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 【感】 自宅療養体制整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 健康観察等の保健所業務のICT化や外部委託化を進めることにより、保健所業務のひっ迫を防ぎ、重症化リスクの高い自宅療養者に確実に対応できる体制を整備した。 また、発生届出が提出されない患者に対しても滋賀県新型コロナ診断後申告窓口等を設置することで患者の容態悪化時にも対応できる体制を整備した。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は、感染状況に応じた自宅療養の支援体制を維持していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄補充・配布、かかり増し経費補助</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄補充・配布</p> <p>①令和4年度における対応 福祉施設で感染者が発生した場合に即座に提供できるよう、備蓄している衛生用品の提供を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の感染状況の変化に対応できるよう、引き続き衛生資材等の備蓄等を継続する必要がある。</p> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている福祉施設が継続してサービスを提供するために必要なかかり増し経費を補助する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の感染状況の変化に応じて、かかり増し経費の補助を行い、運営継続を支援していく。</p> <p>(4) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業</p> <p>①令和4年度における対応 臨時接種期間内に接種を希望する県民全ての接種が完了するよう、引き続き、接種主体である市町への支援を行うとともに、県においても広域ワクチン接種センターを設置することで、県民への迅速かつ着実な接種を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続きワクチン接種への対応等が必要な場合は、体制を維持していく。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応</p> <p>①令和4年度における対応 相談センターとの打ち合わせを密に行い、相談の現場の状況を把握することにより、確実に受診相談に繋がる体制を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の流行状況にある場合は、引き続き確実に受診相談に繋がる体制を確保する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 【感】自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>対面や電話による相談に加えて、令和3年度から実施しているSNSを活用した相談窓口(「こころのサポートしが」LINE相談)についても継続して実施することで、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかり寄り添い、こころに悩みを抱える人を孤立させないよう体制を強化していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響を注視するとともに、SNSを活用した相談窓口に関する情報発信(リスティング広告)を継続して実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>改定した県自殺対策計画に基づいて、自殺者ゼロを目指して、県自殺対策推進センターを中心に、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。</p> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染された方やその御家族、医療従事者に対するこころのケアを継続して行うとともに、感染症対策課、各保健所等と連携し、必要に応じてクラスターの発生した施設に対する支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>相談対応については、こころの電話相談等で対応を継続する。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、必要な人に貸付を行うとともに、生活状況や本人の意向を踏まえ、ハローワークが実施している支援訓練制度やトライアル雇用助成金、あるいは生活保護制度につないでいく。</p> <p>また、償還手続開始に伴い、県社会福祉協議会の事務体制の強化を図り、借受人の状況に応じた丁寧な対応を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、本人の意向を踏まえた支援を行うとともに、償還手続にあたって借受人の状況に応じた丁寧な対応を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和4年度における対応 不安を抱える妊産婦へのウイルス検査事業や寄り添い型支援を継続して実施する。②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、必要な対策を継続していく。 <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和4年度における対応 引き続き、家族等の新型コロナウイルス感染により在宅において通常の障害福祉サービスの提供が困難となった障害者に必要なサービスの提供体制を確保して、地域での生活の継続に向けて支援を行う。②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、在宅における通常の障害福祉サービスの提供が困難となった場合の支援体制を確保し、障害者の地域での生活支援に努める。 <p>イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和4年度における対応 引き続き、家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもを滋賀県青年会館（一時保護所のサテライト施設）において一時保護を行う。②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、在宅での生活が困難となった子どもが安全に生活できる環境の確保に努める。 <p>(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援</p> <p>ア 地域子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和4年度における対応 国庫補助事業を活用し、放課後児童クラブを臨時休業させた場合、日割りの利用料について補助するなど、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図る。②次年度以降の対応 国庫補助事業や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、施設の継続的な事業実施に向けた対応を行う。

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援</p> <p>ア 施設型給付・地域型保育給付</p> <p>①令和4年度における対応 保育所等が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう財政支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、施設の継続的な事業実施に向けた対応を行う。</p> <p>イ 認可外保育あんしん促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き、臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免により増加する施設負担分に対し、財政支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、施設の継続的な事業実施に向けた対応を行う。</p> <p>(6) 【感】「すまいる・あくしょん」普及啓発事業</p> <p>①令和4年度における対応 ホームページでの情報発信や各市町域において複数回の啓発イベントを実施するとともに、「すまいる・あくしょん宣言企業・団体等」を増やすことで、それぞれの地域での普及を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、ホームページでの情報発信、普及啓発などに努め、県民への浸透を図っていく。</p> <p>(7) 【感】ひとり親家庭に対する特別給付金支給事業</p> <p>ア 児童扶養手当支給費</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮している児童扶養手当受給者等に対して給付金を支給する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮の状況を踏まえ、ひとり親家庭への支援に努めていく。</p> <p>(健康福祉政策課、感染症対策課、健康寿命推進課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 0 難病対策の推進</p> <p>予 算 額 2,399,875,000 円</p> <p>決 算 額 2,349,370,041 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 難病対策費 2,347,786,721 円</p> <p>ア 特定疾患治療研究事業</p> <p>(ア) 特定疾患治療研究事業 支払件数 101件</p> <p>(イ) 指定難病特定医療費助成事業 支払件数 133,704件</p> <p>(ウ) 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 支払件数 708件</p> <p>(エ) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 支払件数 793件</p> <p>(オ) スモンに対するはりきゅうおよびマッサージ治療研究事業 支払件数 8件</p> <p>イ 小児慢性特定疾病医療費助成事業 支払件数 18,270件</p> <p>ウ 難病医療相談事業（保健所） 相談件数 84件</p> <p>エ 難病医療提供体制整備事業 難病医療連携協議会運営会議の開催 1回 レスパイト入院受入患者数 8人</p> <p>オ 難病相談支援センター事業 利用者数 1,993人</p> <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 1,583,320 円</p> <p>ア 骨髄移植対策推進事業</p> <p>(ア) 骨髄等ドナー助成事業費補助</p> <p style="padding-left: 20px;">ドナーに対する助成 11市町</p> <p style="padding-left: 20px;">ドナーが勤務する事業所に対する助成 2市</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 難病対策費</p> <p>難病相談支援センター事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少はあるものの、令和2年度と比較するとやや回復しており、難病患者等からの日常生活における相談・支援・地域交流活動の促進および就労支援などの様々なニーズに対応し、療養上の日常生活での悩みや不安等の軽減に資することができた。</p> <p>難病医療提供体制整備事業については、県内各地で協議の場を設けて医療関係機関のネットワークを構築し、難病患者を支える医療体制の充実を図ることができた。また、レスパイト入院の受入れを行うことにより難病患者の介護者の休息確保を図ることができた。</p> <p>医療費助成事業については、受給者証を交付することで、療養生活の質の維持向上を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 HLA型が一致したドナーが骨髄等の提供に至るよう、ドナー等の負担の軽減を図り、安心して提供できる環境づくりのため、骨髄等を提供するドナーを支援する市町の取組に対し、令和2年度から補助することとした。 その結果、市町において骨髄等移植ドナー助成制度の創設が進み、令和3年度末では15市町で助成制度が実施され、骨髄等提供推進の環境づくりが図られた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 難病対策費 難病患者とその家族の問題は多岐に渡るため、医療や介護、障害福祉サービス等の様々なニーズに応じた専門的な支援がより効果的に行えるよう、関係機関のネットワークの構築を継続的に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 県内のドナーが安心して骨髄等を提供できるよう、県内の全市町における制度導入について進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 難病対策費</p> <p>①令和4年度における対応 難病医療提供体制の充実のため、難病患者の医療連携に関わるケアマネジャーへのヒアリング調査を実施し、現状把握と課題の抽出を行い関係機関と共有する。また、昨年度に改正された災害対策基本法を踏まえ滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアルの見直しや「防災と福祉の連携モデル（滋賀モデル）」の推進を県防災部局や保健所等とともにを行い、個別避難計画の策定支援等の取組強化をすることで発災時の円滑な患者支援につなげる。就労（両立）支援に関しては、治療と仕事の両立支援に関する事業所調査結果を関係機関と共有し、必要な施策について検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 難病等患者への医療提供体制の充実や適切な障害福祉サービスの活用と社会参加を進めるため、保健所等の関係機関と情報共有しながら各圏域において取組を進めていく。また、保健所が市町に対し、難病等患者への個別避難計画の策定支援を進めることで、より実効性の高い災害対策を行っていく。就労（両立）支援に関しては、令和4年度の検討結果を踏まえ、また他の疾患における両立支援の施策とも連動しながら、支援体制の強化を図っていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 臓器移植・腎不全対策費</p> <p>①令和4年度における対応 県内の全市町への助成制度導入について取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 県内の全市町への助成制度導入後、骨髄等移植推進のため、更に普及啓発を図る。</p> <p>(健康寿命推進課、薬務課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 1 リハビリテーション提供体制の整備</p> <p>予 算 額 179,503,000 円</p> <p>決 算 額 93,117,156 円</p> <p>(繰 越 額 82,250,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 69,935,987 円</p> <p>ア 福祉用具センターの管理運営委託</p> <p>イ 地域リハビリテーション人材育成事業 研修会 13回 修了者 20人</p> <p>ウ リハビリテーション提供体制整備検討事業</p> <p>エ リハビリテーション専門職員修学資金貸付事業 貸与者 12人 (応募者 12人)</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 22,031,169 円</p> <p>ア 教育研修事業 (専門研修) オンライン開催 5 コース延べ8回 延べ参加者数 261人 YouTube動画掲載 1 コース3本の動画掲載</p> <p>イ 県民参画事業 (啓発イベント) イオンモール草津でパネル展示・クイズラリーを実施 参加者186人</p> <p>ウ 滋賀県多職種連携学会の開催 基調講演、企画演題、一般演題をオンライン開催 参加数109人</p> <p>エ 地域リハビリテーション情報交換会の開催 1回</p> <p>オ 総合リハビリテーション推進会議のオンライン開催 1回 参加者数 29人 (第1回については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止)</p> <p>カ リハビリテーション相談 (電話、来所) 118人</p> <p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践普及展開事業 1,150,000 円 県内の医療機関や介護事業所における農作業活用事例についての調査や実践における技術指導を行い、関係者に向けた研修を行った。</p> <p>調査実施対象施設 4 病院</p> <p>技術指導対象施設数 2 施設 (病院と通所介護事業所)</p> <p>研修会の開催 2回 参加者数 141名</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 県内のリハビリテーション提供体制の充実に向け、先進的に取り組んでいる他県の団体等から講師を招いて研修会を開催し、地域で行われている地域ケア会議の模擬会議を圏域ごとに行うなど、実践的な知識・技術の獲得を推進した結果、市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に協力できるリハビリテーション専門職を307名人材として登録できた。また、地域における総合リハビリテーションの中核を担う人材を育成するための地域リハビリテーション人材育成事業を行った。令和2年度に行った研修修了者アンケートにおいて約半数が地域課題解決に向けた活動に参加していると回答があり、リハビリテーション提供体制の充実が図られていることが確認できた。更なる充実を図るため、4年計画だった当人材育成事業を継続するとともに、テキストとして活用できるように4年間の取組を報告書にまとめた。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 教育研修事業では、全国で活躍している講師に加え、地域の講師人材の掘り起こしにも注力し、受講者と講師が共により身近な地域での支援ネットワークを形成することに寄与できるよう工夫した。 県民参画事業においては、医師会の後援を得るとともに、リハビリテーション3団体と共催し、さらに県内リハビリテーション専門職養成校や関係各課の協力のもと開催することで、関係機関・団体との協働・連携体制を強化できた。</p> <p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践普及展開事業 農作業をリハビリテーションの一環として活用したいと考えている事業者（医療機関・介護保険事業所等）に対し助言・指導などを行うとともに、これまでの事業を通じて得られた知見について、研修会等を通じて広く普及展開を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 リハビリテーション専門職が地域包括ケアシステムの中心的役割を担い、各機関や施設が一体的なリハビリテーションを提供できるよう、人材の確保および中核人材の育成、活躍ができるフォロー体制の構築を進めるとともに、他職種とも効果的な連携が図れるように、リハビリテーション提供体制の再構築を進める必要がある。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 リハビリテーションが必要な者に必要な支援が地域において適宜提供される体制の構築と、支援者の知識と技量の向上に向けた取組を推進するとともに、地域で活動できるリハビリテーション専門職の育成や、育成された人材を活かした地域リハビリテーション体制の整備を更に推進する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践普及展開事業 令和元年度の事業で実施した調査結果では、医療機関や介護保険に係る事業所の約6割が農作業をリハビリテーションのプログラムに取り入れていないという結果であった。3か年の取組の中で、農業の多面的機能を活用し、医療機関や介護保険事業所でのリハビリテーション提供体制の充実や地域課題解決手法について検討する事業を展開してきた。今後も引き続き、リハビリテーションとしての農作業活用の効果を広く周知する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費</p> <p>①令和4年度における対応 リハビリテーション関係機関へのヒアリングを通じて、リハビリテーション提供体制のあり方について県リハビリテーション協議会で検討を続けるとともに、地域リハビリテーション人材名簿登録者数の増加等、「滋賀県リハビリテーション推進指針」の目標達成に向け、専門職人材の確保および効果的な育成を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 地域包括ケアシステム、地域共生社会の構築に向け、リハビリテーション専門職が高齢者や障害者の生活に目を向け、本人が望む、または、必要とする生活への支援が行えるような地域リハビリテーション提供体制の構築とその実践ができる人材の育成を行うとともに、効率的・効果的な他職種連携を行えるよう取り組む。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費</p> <p>①令和4年度における対応 地域リハビリテーション人材育成研修修了者との連携や、市町や圏域の地域リハビリテーション推進に係る課題に合わせたテーマ設定や事業展開を行い、より効果的かつ効率的な基盤形成および従事者の育成等を展開する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、関係機関と連携しながら効果的かつ効率的な基盤形成に向けた事業の実施および人材育成を図る。</p> <p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践普及展開事業</p> <p>①令和4年度における対応 リハビリテーション関係機関へのヒアリング時など、様々な機会を捉えて、リハビリテーションとしての農作業活用の効果を広く周知していく。</p> <p>②次年度以降の対応 リハビリテーションとしての農作業活用に意欲のある医療機関や介護事業所等への助言等を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																																																																																																	
<p>1 2 国民健康保険、後期高齢者医療制度の安定的な運営の推進</p> <p>予 算 額 27,133,222,000 円</p> <p>決 算 額 26,861,779,726 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 国民健康保険給付対策費補助金</td> <td>19市町</td> <td>178,968,000 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>3,681,278,082 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）</td> <td></td> <td>7,710,889 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>エ 繰出金（高額医療費県費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>1,041,385,992 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>オ 繰出金（都道府県繰出金）</td> <td>県特別会計</td> <td>5,728,896,000 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>157,926,000 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 後期高齢者医療給付費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>12,809,528,687 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）</td> <td>1 広域連合</td> <td>181,851,977 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>2,112,763,326 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>961,470,773 円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費 福祉医療波及分および低所得者の保険料軽減分等の負担、また県国保財政を支援するための繰出金により、国民健康保険制度の安定的な運営に資することができた。</p> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費 市町国保保険者の特定健康診査・特定保健指導事業費の1/3を負担し、市町国保保険者の円滑な事業実施に寄与することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0"> <tr> <td>特定健康診査受診率（％）</td> <td>平30（基準）</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>令3</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（平28）</td> <td>（平29）</td> <td>（平30）</td> <td>（令元）</td> <td>（令2）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>51.0%</td> <td>52.7%</td> <td>56.7%</td> <td>58.4%</td> <td>66.0%以上</td> <td>49.3%</td> </tr> </table>							ア 国民健康保険給付対策費補助金	19市町	178,968,000 円					イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金	19市町	3,681,278,082 円					ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）		7,710,889 円					エ 繰出金（高額医療費県費負担金）	県特別会計	1,041,385,992 円					オ 繰出金（都道府県繰出金）	県特別会計	5,728,896,000 円					ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）	県特別会計	157,926,000 円					ア 後期高齢者医療給付費県費負担金	1 広域連合	12,809,528,687 円					イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）	1 広域連合	181,851,977 円					ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	19市町	2,112,763,326 円					エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金	1 広域連合	961,470,773 円					特定健康診査受診率（％）	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率		（平28）	（平29）	（平30）	（令元）	（令2）			51.0%	52.7%	56.7%	58.4%	66.0%以上	49.3%
ア 国民健康保険給付対策費補助金	19市町	178,968,000 円																																																																																																
イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金	19市町	3,681,278,082 円																																																																																																
ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）		7,710,889 円																																																																																																
エ 繰出金（高額医療費県費負担金）	県特別会計	1,041,385,992 円																																																																																																
オ 繰出金（都道府県繰出金）	県特別会計	5,728,896,000 円																																																																																																
ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）	県特別会計	157,926,000 円																																																																																																
ア 後期高齢者医療給付費県費負担金	1 広域連合	12,809,528,687 円																																																																																																
イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）	1 広域連合	181,851,977 円																																																																																																
ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	19市町	2,112,763,326 円																																																																																																
エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金	1 広域連合	961,470,773 円																																																																																																
特定健康診査受診率（％）	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率																																																																																												
	（平28）	（平29）	（平30）	（令元）	（令2）																																																																																													
	51.0%	52.7%	56.7%	58.4%	66.0%以上	49.3%																																																																																												

事 項 名	成 果 の 説 明						
	特定保健指導対象者の割合の減少率 (2008年度比：%)	平30 (基準) (平28) 11.9%	令元 (平29) 8.9%	令2 (平30) 8.8%	令3 (令元) 9.0%	目標値 (令2) 22.0%	達成率 0%
	(3) 後期高齢者医療制度関連事業 後期高齢者医療給付費の県費負担、低所得者等の保険料軽減措置分の負担、高額な医療費の負担および後期高齢者医療財政安定化基金の造成を行う等、円滑な制度運営を支援した。						
	3 今後の課題						
	(1) 国民健康保険健全化対策費 国保の財政運営の責任主体として、県および市町が行う国保事業の円滑な運営と財政の健全化を図る必要がある。						
	(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費 特定健診受診率は増加傾向にあるとはいえ目標値から乖離しているため、市町や被用者保険との連携による受診機会の拡充や効率的な受診勧奨の実施等により、更なる受診率の向上を図る必要がある。 併せて、市町等の従事者の資質向上に努めることにより、効率的・効果的な保健指導の実施を図る必要がある。 また、適切な感染症対策を講じた事業実施が必要である。						
	(3) 後期高齢者医療制度関連事業 高齢者の増加や医療の高度化の進展等から、後期高齢者の医療費は年々増加しており、こうした中、後期高齢者医療制度の適正かつ安定、円滑な運営を確保するとともに、医療費の適正化を図る必要がある。						
	4 今後の課題への対応						
	(1) 国民健康保険健全化対策費 ①令和4年度における対応 第2期国民健康保険運営方針（令和3～5年度）に基づき、国保財政の健全化に努めるとともに、将来的な保険料水準の統一を図るための具体的な道筋について、市町と協議を行う。 ②次年度以降の対応 第3期国民健康保険運営方針（令和6～8年度）に、更なる国保財政の健全化や保険料水準の統一に向けた具体的な道筋を反映できるよう努めていく。						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <p>①令和4年度における対応 特定健康診査については、引き続き被用者保険との合同実施およびがん検診との合同実施による受診機会の拡充を図るとともに、効率的な受診勧奨について検討を行い、受診率の向上を図る。 保健指導については、研修会の開催等により従事者の資質向上を図る。 また適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じて事業が実施できるよう、市町への情報提供や実施についての助言を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、上記の取組により受診機会の拡充等を推進するとともに、新たな取組についても市町と協議・検討する。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <p>①令和4年度における対応 安定で円滑な制度運営に向け、後期高齢者医療広域連合に対する必要な支援を実施するとともに、広域連合や市町との業務改善打合せ等の機会を通じ、医療費の適正化の推進や適正事務の実施について助言していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、上記の対応を行うことにより後期高齢者医療財政の一層の安定を図る。</p> <p style="text-align: right;">(医療保険課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 3 医療福祉・在宅看取りの推進</p> <p>予 算 額 113,238,000 円</p> <p>決 算 額 102,458,872 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 医療機関等指導費 12,355,839 円</p> <p>ア 訪問看護師定着支援事業</p> <p> (ア) 新卒訪問看護師定着支援事業費補助 新卒訪問看護師を採用した訪問看護ステーションへの補助 1年目：1カ所（1人）、2年目：1カ所（1人）</p> <p> (イ) 教育支援者間調整会議 開催回数18回</p> <p> (ウ) 新卒訪問看護師支援研修会 開催回数4回 参加者数79人</p> <p> (エ) 新人訪問看護師定着支援事業費補助 15カ所</p> <p> (オ) リスタートナース訪問看護師定着支援事業費補助 2カ所</p> <p>イ 市町在宅医療・介護連携推進事業</p> <p> (ア) 滋賀県医療福祉推進アドバイザー派遣 派遣回数9回</p> <p> (イ) 市町在宅医療・介護連携推進事業 「我がまちの地域包括ケア」を考える研修会現地指導 7市町</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業 90,103,033 円</p> <p>ア 在宅医療人材育成推進事業</p> <p> (ア) 圏域在宅医療福祉推進事業 看護職ネット会議、ACPプロジェクト会議、管理栄養士連絡会議等の開催 延べ10回 住民啓発・多職種連携事業（地域包括ケアフォーラム、介護人材養成研修会、在宅療養講演会等）延べ11回</p> <p> (イ) 在宅医療人材確保・育成事業 在宅医療多職種キャリアアップ研究会 開催1回 医師参加者数25人、在宅医療体験実践者9人</p> <p> (ウ) 訪問看護支援センター運営事業費補助 訪問看護ステーションへの総合的支援（コーディネーター3人）</p> <p>イ 在宅療養・看取り推進事業</p> <p> (ア) 滋賀の在宅療養を推進する県民参加促進事業補助 フォーラム開催1回 会場参加者数152人（オンライン視聴者数130人）、 ワーキング開催8回 参加者数延べ296人</p> <p>ウ 医療情報ICT化推進事業</p> <p> (ア) 医療情報ICT化推進事業費補助 医療介護情報連携システム「びわ湖あさがおネット」の参加施設増加に向けた検討や設備整備等に対する補助</p>

事 項 名	成 果 の 説 明														
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 医療機関等指導費 訪問看護師の常勤換算数は、令和3年度で828.3人（平成26年度462.5人）となっており、7年間で1.79倍に増加し、人材確保が進んできている。特に新卒訪問看護師の就労数は、平成27年度から累計で7人確保できており、認定看護師による現地指導やキャリアラダー研修の実施など新卒訪問看護師の育成に取り組んできた成果が出てきている。 また、地域支援事業の認知症・医療介護連携・生活支援体制整備事業（以下、「3事業」という）のコーディネーターと市町職員が、各市町が描く地域包括ケアの姿を共有し、各々の活動を理解し、3事業が連動したアクションプランを立てることにより、地域包括ケアの目指す姿に向けた効果的な取組が生み出されるとともに、市町職員が地域資源のマネジメントを行う機会となった。</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業 訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備、新たな在宅医療ニーズに対応できる医師、看護師等の育成およびスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援等を通じて、在宅医療を行うための基盤整備や医療と介護の連携を一層推進することができた。 また、在宅医療・看取りに関する県民啓発等を行うことにより、県民意識の醸成を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="696 911 1989 979"> <thead> <tr> <th>訪問看護利用者数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11,540人</td> <td>12,665人</td> <td>13,744人</td> <td>14,847人</td> <td>13,097人</td> <td>113.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療機関等指導費 今後増加する在宅療養者への対応と併せて多様な在宅医療ニーズに対応できるよう、質・量の両面で引き続き訪問看護師の育成・確保に取り組む必要がある。 また、地域包括ケアシステムを深化させていくためには、地域づくりを担う市町職員に、地域実態把握・課題分析、政策形成、地域づくり企画、実践および評価、多職種多機関など地域資源のコーディネート能力が求められる。市町職員の地域マネジメント力の向上を図るとともに、市町とともに核となって、在宅医療・介護の連携を推進することができる人材を引き続き育成していく必要がある。 新型コロナウイルス感染症流行の中においては、人材育成に当たり、多職種や関係者が集まって研修会等を開催することが困難になってきているが、感染対策を考慮しつつ必要な人材確保・育成の取組を進めていく必要がある。</p>	訪問看護利用者数	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率		11,540人	12,665人	13,744人	14,847人	13,097人	113.3%
訪問看護利用者数	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率									
	11,540人	12,665人	13,744人	14,847人	13,097人	113.3%									

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 地域医療総合確保事業 在宅療養と在宅看取りの推進を目指し、在宅医療を担う医師や訪問看護師の確保・育成、暮らしを中心に据えた医療・介護連携の推進に向けた市町への支援、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実等に継続的に取り組み、本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくりを進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療機関等指導費</p> <p>①令和4年度における対応 新卒訪問看護師を採用した訪問看護ステーションに対する人材育成と定着に向けた支援や教育担当者等に対する研修や会議等を開催する。 地域づくりを担う市町職員が地域マネジメント力を発揮し、引き続き地域包括ケアの目指す姿や目標に対する評価指標を定め、PDCAを全ての市町で実践できるよう、各市町へのヒアリングを実施するとともにヒアリング結果に応じて医療福祉推進アドバイザーによる現地指導、市町間の情報交換・連絡会議、研修会を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県看護協会が設置する訪問看護支援センターと連携した人材育成・定着、資質向上に向けたスキルアップの機会の確保など、訪問看護ステーションの機能強化を推進する。また、各市町の進捗状況とニーズに応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を引き続き行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 地域医療総合確保事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>各圏域における在宅医療・介護連携の取組の推進やプライマリケア連合学会滋賀県支部による在宅医療を担う医師の確保・育成を目指した研修の開催、訪問看護支援センターによる訪問看護ステーションへの総合的支援を行うとともに、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実のための補助を実施していく。併せて、在宅療養・看取りに関する県民啓発等を実施していく。</p> <p>また、県内における医療介護連携の更なる推進を図るため、システムの基盤更新、機能拡張および参加施設増加に資する経費に対して補助するとともに、「びわ湖あさがおネット」の活用事例を収集し、未参加施設へ働きかけを行うなど、運営主体であるNPO法人と連携して利用拡大に向けた取組を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、新たな在宅医療ニーズに対応するために在宅医療を担う医師を増やし、医師・看護師等の育成とスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実等を通じて、本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくりを進めていく。</p> <p>また、従来の地域医療連携に加え、医療資源の偏在を補完する遠隔医療の実施、健康維持・予防のための疫学分析、県民の主体的な健康づくりに役立つ情報のフィードバックなど、県民一人ひとりの状況に応じた適切な治療やケアが受けられるよう、「びわ湖あさがおネット」の活用を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課、医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 4 認知症施策の推進</p> <p>予 算 額 40,883,000 円</p> <p>決 算 額 40,147,756 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 医療・相談支援事業 30,117,200 円</p> <p>ア 認知症疾患医療センター運営事業 相談件数 7,827件</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業 7,611,666 円</p> <p>ア 歯科医師向け認知症対応力向上研修の実施 修了者数 35人</p> <p>イ 薬剤師向け認知症対応力向上研修の実施 修了者数 175人</p> <p>ウ 看護職員認知症対応力向上研修の実施 修了者数 18人</p> <p>エ 認知症相談医養成研修の実施 修了者数 107人</p> <p>オ 認知症医療と福祉の滋賀県大会の実施 参加者 168人（発表者12人含む）</p> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業 1,270,890 円</p> <p>ア 若年認知症総合支援事業</p> <p>（ア）若年認知症支援コーディネーターの設置 電話相談18件、面接相談 5件</p> <p>（イ）企業研修・啓発事業 1 事業所に実施</p> <p>イ 若年・軽度認知症つながり促進事業</p> <p>（ア）若年・軽度認知症居場所づくり支援補助金 2カ所</p> <p>(4) 若年・軽度認知症の人のつながり、役割づくり支援事業 1,148,000 円</p> <p>ア 社会参加に向けた連携等の検討会議 開催回数 1回</p> <p>イ 介護事業所等における社会参加活動推進事業</p> <p>（ア）若年認知症支援者研修会 開催回数 1回 参加者42名</p> <p>（イ）見える化事業 事例報告会 1回 参加事業所：32カ所 事業所一覧作成</p> <p>ウ 就労支援ジョブマッチング事業 現状・ニーズ把握 1件、相談対応 2件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p>かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関との連携を促進し、地域の認知症に関する医療提供体制の中核である認知症疾患医療センターへの相談件数が増加した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明													
	<p>(2) 認知症介護対策推進事業 地域の医療・介護・福祉・保健関係者に対する認知症対応力向上研修を実施することにより、認知症に関する基本知識や医療と介護の連携、認知症ケアの原則等の知識習得を促進することができた。新型コロナウイルス感染症流行の中においては集合による研修が困難であったが、Web（Zoom）やオンデマンド研修等工夫して研修会を開催した。 また、認知症の医療と福祉の滋賀県大会の開催により、認知症医療・介護等の優れた実践事例の普及を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認知症サポーター養成数（累計）</th> <th>平30(基準)</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>191,667人</td> <td>212,585人</td> <td>230,106人</td> <td>235,777人</td> <td>240,000人</td> <td>91.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業 若年認知症支援コーディネーターと連携した相談支援の実施や、企業研修による就労継続に関する啓発、若年・軽度認知症の人に対する居場所づくりを通じて、若年・軽度認知症の人や家族に対する切れ目ない支援の実現に向けた取組を推進することができた。</p> <p>(4) 若年・軽度認知症の人のつながり、役割づくり支援事業 社会参加に向けた連携等の検討会議では、現状や課題の共有や検討、社会参加に関する取組事例の共有を行った。 また、支援者育成のための研修等を通じて、若年認知症の人や家族が、適時適切な支援を円滑に受けられるための体制構築の推進を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療・相談支援事業 各認知症疾患医療センターの機能の充実を図り、認知症の進行を遅らせ、症状を緩和するための早期発見・早期対応に向けた体制を充実させるとともに、同センターを中心として、地域の状況に応じた認知症の専門医療相談体制を更に充実させていく必要がある。</p>	認知症サポーター養成数（累計）	平30(基準)	令元	令2	令3	目標値	達成率	191,667人	212,585人	230,106人	235,777人	240,000人	91.3%
認知症サポーター養成数（累計）	平30(基準)	令元	令2	令3	目標値	達成率								
191,667人	212,585人	230,106人	235,777人	240,000人	91.3%									

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 認知症介護対策推進事業 今後も増加する認知症高齢者への適時適切な対応ができるよう、引き続き、医療・介護・福祉・保健関係者の育成および連携体制の構築を行う必要がある。 また、継続的に地域において認知症の人と関わる可能性のある人々へも広く認知症に関する正しい知識の普及啓発を図ることや医療・介護・行政等が認知症医療とケアのプラスの部分積極的に発信して共有していく必要がある。</p> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業 若年認知症の人やその家族が、気づきから介護サービス利用まで、本人が望む生活を送り続けることができるよう、居場所や相談窓口の周知を行っていく必要がある。 また、若年認知症支援コーディネーターとの連携により、病期に応じた適切な支援を切れ目なく受けることができる体制の構築を図っていく必要がある。</p> <p>(4) 若年・軽度認知症の人のつながり、役割づくり支援事業 若年・軽度認知症者が社会に参加しながら本人の望む生活を継続できるよう、身近な地域単位で多様な居場所が充実するよう関係機関へ働きかけていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 認知症疾患医療センターのセンター長や相談員等で構成する認知症疾患医療センター推進会議等を開催し、現状や課題について情報収集や分析を行うとともに、地域の実情を踏まえた評価を行い、課題等の抽出およびその解決に向けた取組等の検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 認知症疾患医療センターを中心とする地域における認知症の専門医療相談体制の充実を図るため、地域の社会資源や課題等を関係者と共有するとともに、質の担保を図りながら地域の連携体制の構築を推進していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 認知症介護対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 医療・介護・福祉等各関係機関に対し、認知症対応力向上研修を実施し、地域における認知症医療や介護の質の底上げを図っていく。 また、県内の専門職による活動事例や研究発表を基に、多職種連携や相互理解を促進し、専門職の更なる研さんや、情報発信のためのフォーラムを開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 効果的な研修や専門職による活動事例等の取組発表を継続的に実施し、認知症医療・介護の充実を図っていく。</p> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 若年認知症支援コーディネーターを中心に、職域や介護事業所、地域における支援者研修会を開催し、認知症に関する基本知識や対応技術の習得とともに、個々のケースに応じた支援が実施できるよう支援者育成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、一人一人の背景や病期に合わせた適切な対応が、認知症の人や家族に行えるよう支援者育成を推進していく。</p> <p>(4) 若年・軽度認知症の人のつながり、役割づくり支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 関係機関との会議を開催し、現状と課題の共有や解決に向けた検討、各関係機関における取組の共有等により支援者間のネットワーク構築を図る。 また、若年認知症の方を受け入れることができる事業所や居場所についての情報収集、集約を行い、ホームページ等を通じて本人・家族、関係機関へ発信する。</p> <p>②次年度以降の対応 取組の継続により、若年・軽度認知症者が住み慣れた地域で、生きがいをもって社会参加ができる居場所を増やしていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 5 介護サービス基盤の整備と介護サービスの質の確保と向上</p> <p>予 算 額 1,013,847,000 円</p> <p>決 算 額 665,427,000 円</p> <p>(繰 越 額 348,420,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 69,000,000 円 ア 特別養護老人ホーム 創設1カ所（うち令和2年度からの繰越1カ所）</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 309,120,000 円 ア 地域密着型特別養護老人ホーム 2カ所（うち令和2年度からの繰越1カ所、令和4年度へ繰越1カ所） イ 特養併設ショートステイ用居室 1カ所（うち令和2年度からの繰越1カ所） ウ 認知症高齢者グループホーム 3カ所（うち令和2年度からの繰越1カ所） エ 看護小規模多機能型居宅介護 1カ所</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 10カ所 287,307,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 社会福祉法人が行う老人福祉施設の整備に助成を行い、第8期介護保険事業支援計画に基づく老人福祉施設の整備を進めることができた。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町が行う地域密着型サービス施設等の整備に助成を行い、計画的な施設等の整備を進めた。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護施設の開設準備に要する経費に助成を行い、介護施設等の整備を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町において、介護保険事業計画に基づいた施設整備が計画的に進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護施設が円滑に開設できるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助</p> <p>①令和4年度における対応 第8期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、市町と調整を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度についても、令和3年度からの3年間を期間とする第8期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助</p> <p>①令和4年度における対応 令和4年度に実施予定の地域密着型介護サービス施設等の整備について、市町へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度についても、市町において、令和3年度からの3年間を期間とする第8期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助</p> <p>①令和4年度における対応 令和4年度に実施予定の地域密着型介護サービス施設等の開設準備について、市町等へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度についても、市町において、令和3年度からの3年間を期間とする第8期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 6 介護職員の確保・育成・定着の推進</p> <p>予 算 額 249,072,000 円</p> <p>決 算 額 239,084,206 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 25,630,000 円</p> <p>ア 無料職業紹介事業 求人相談 4,211件、求職相談 4,762件 紹介数 131人、採用者数 195人（紹介81人・就職フェア114人）</p> <p>イ 啓発広報事業 求人情報誌の発行 24回</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 73,083,975 円</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 申込者数 677人 合格者数 114人</p> <p>イ 介護支援専門員研修の実施 研修修了者数 985人</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 132,734,231 円</p> <p>ア 滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会の開催 協議会開催回数 2回 協議会部会開催回数 7回</p> <p>イ 障害者・外国人介護職員養成事業 研修修了者数 39人</p> <p>ウ 介護職員実務者研修等代替職員確保事業 研修受講者数延べ22事業所 40人</p> <p>エ 介護職員研修受講支援事業 研修受講者数延べ98事業所 162人</p> <p>オ 介護・福祉人材確保緊急支援事業 事業実施 8市 資質向上研修等参加者数 延べ403人 フェア開催 7回、参加者延べ142人</p> <p>カ 介護職員定着等推進事業 研修修了者 34人 登録事業者数累計40事業者、242事業所</p> <p>キ 「滋賀の福祉人」育成事業 研修修了者 198人</p> <p>ク 外国人介護人材受入支援事業 相談件数延べ39件、マッチング支援数 16法人</p> <p>ケ 介護職員職場環境改善支援事業 支援事業所数 51事業所</p> <p>コ 介護のしごと魅力発信事業 「しがけあ」プロジェクト特設ウェブサイト 訪問実人数（開設以降）計15,994人</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 10研修 受講者数 1,346人 7,636,000 円</p>

事 項 名	成 果 の 説 明														
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 福祉人材センターを設置し、無料職業紹介を通じて社会福祉事業に従事しようとする者と事業者間の雇用のマッチング支援などにより人材確保を図ることができた。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 各種研修を通して、要介護者の心身の状態等にあつた的確な自立支援ができるよう、適正なサービス利用計画を作成する介護支援専門員の養成を図ることができた。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 介護職員数は横ばい傾向にあるものの、介護福祉士数は増加しており、研修受講にかかる事業所の取組支援やリーダー人材の養成などと併せて、介護職員の質の向上を図るとともに、介護現場のICT化や介護ロボットの導入支援等により、介護従事者の負担軽減と介護現場の業務の効率化を進めることができた。 また、介護の仕事の魅力を「しがけあ」プロジェクトとして情報発信するとともに、障害者や外国人を対象とした介護職員養成研修の実施などにより、多様な人材確保、未経験・無資格からの介護職場への参入促進を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>介護職員数（前年10月1日時点）</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19,200人</td> <td></td> <td>(18,579人)</td> <td>(20,233人)</td> <td>(20,067人)</td> <td>21,600人</td> <td>36.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※厚生労働省の統計調査方法が全数調査から標本調査に変更されたことにより、令和元年度（平成30年度調査）から従来とは同じ方法で推計値が出せなくなったため、参考値として記載。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 認知症介護従事者に対し、認知症介護実践者研修等各種研修を実施し、認知症介護の質の向上を図るとともに、介護者等からの相談に応じて適切なケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員に対する研修を実施することにより、その専門性の充実を図ることができた。</p>	介護職員数（前年10月1日時点）	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率	19,200人		(18,579人)	(20,233人)	(20,067人)	21,600人	36.1%
介護職員数（前年10月1日時点）	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率									
19,200人		(18,579人)	(20,233人)	(20,067人)	21,600人	36.1%									

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 生産年齢人口が減少する中、福祉人材の確保に向けて、ハローワークや市町等の関係機関と一層の連携強化を図り、未経験者・未就業者の参入促進や潜在有資格者の再就業を促進する必要がある。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 多職種連携による要介護者等の自立支援に向けた確かなケアマネジメントを行えるよう研修手法を見直すなど、地域包括ケアの担い手となる介護支援専門員を養成する必要がある。また、受講しやすい研修環境となるよう、オンライン研修などを拡大していく必要がある。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 「しがけあ」プロジェクトの更なる展開、多様な人材の参入促進のための介護未経験者への研修実施や資格取得支援、国際介護・福祉人材センターを通じた外国人介護人材の受入支援を一層進めるとともに、引き続き、介護現場のICT化や介護ロボットの導入支援等による職場環境改善、定着支援等を進めていく必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 認知症介護従事者や介護支援専門員に対する各種研修を継続的に実施し、認知症ケアやケアマネジメントに携わる者の資質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む）</p> <p>①令和4年度における対応 ハローワーク等の関係機関や大学等の教育機関との連携を強化し、学生や未経験者に対する介護・福祉の魅力発信や広報啓発の充実を図るとともに、関係者が参画する同センター運営委員会での意見を踏まえ現場課題の共有・解決につなげていく。またコロナ禍の中においても、感染症対策を講じて求職者と事業所が出会える機会を作っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 運営委員会を活用し、求職者や求人事業所にきめ細やかな支援ができるよう継続的な事業検討を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 介護支援専門員養成事業</p> <p>①令和4年度における対応 介護支援専門員研修向上検討委員会での意見を踏まえ、より良い研修となるよう研修手法のあり方を検討する。講義形式の研修など可能なものからオンライン形式を導入し、受講生が受講しやすい研修環境を整え、受講負担の軽減を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 常に効果的な研修となるよう上記取組を継続する。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 県内企業や学生とも連携して「しがけあ」プロジェクトを更に展開していくとともに、介護従事者の負担軽減や離職防止に向けた業務改善への支援やICT化および介護ロボット導入にかかる助成の継続、市町の取組への支援など、一層、介護人材確保・定着・育成の促進を図る。また、外国人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着まで一連の支援を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会を中心として、市町とも連携を図りながら、関係者一体のもと、効果的施策の継続検討を実施する。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業）</p> <p>①令和4年度における対応 認知症介護実践者研修等各種研修については、今年度より新カリキュラムにより研修を実施するとともに、研修評価を行い、次年度以降の研修計画に反映する。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度以降も継続して、介護従事者の資質向上に資する研修事業を行い、介護人材の育成を図る。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 7 食品や水道水の安全確保と生活衛生の向上</p> <p>予 算 額 312,528,000 円</p> <p>決 算 額 238,798,095 円</p> <p>(繰 越 額 70,200,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 5,576,360 円</p> <p>ア 飲食店等重点監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、添加物等の夏期一斉監視 838施設 ・カンピロバクター等食中毒予防対策 83施設 ・食品、添加物等の年末一斉監視 1,084施設 <p>イ 食中毒発生予防のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒注意報の発令（7月～9月） 1回 ・ノロウイルス食中毒注意報（11月～3月） 4回 ・食品衛生月間の実施（8月） 街頭啓発 7カ所 衛生講習会 8回 パネル・ポスター展示 8カ所 ・食中毒予防講習会 26回 ・食中毒予防に関する情報提供 19回 <p>(2) 食の安全確保推進事業 8,858,648 円</p> <p>ア 滋賀県食の安全・安心推進条例の遵守、徹底</p> <p>イ 滋賀県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導および試験検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視指導 実施施設数 6,360件 ・試験検査 実施検体数 659件 <p>(3) 食品安全監視センター事業 1,757,012 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視員による施設指導や助言 実施件数 538件 ・滋賀県食品高度衛生管理認証施設に対する外部検証 実施件数 38件 ・滋賀県HACCP適合証明 証明件数 8件 <p>※「HACCP」・・・食品等事業者自らが、食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 生活衛生推進事業 4,304,088 円 多数の者が使用しまたは利用するため、その維持管理について環境衛生上の正しい知識が必要とされている特定建築物に対する重点監視指導 66施設（計画施設72施設）</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 3,026,269 円 ア 動物の適正飼養の徹底、愛護の普及啓発 啓発事業参加者数 759名 イ 飼い主のいない猫の減少および周辺の生活環境の保全を図るための地域猫活動補助金の交付 20件 ※「地域猫活動」・・・自治会やボランティアグループなどが野良猫に不妊去勢手術を実施し、エサ・トイレの管理をすることで生活環境を改善する活動。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 215,275,718 円 ア 知事所管水道事業の施設に対する定期立入調査 9水道事業者 19事業 イ 広域連携の推進 ・滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会 2回開催 ・水道事業の将来見通しに関する研究会 3回開催 ・市長会・町村会での水道広域化推進プランの説明 各1回開催 ウ 水道生活基盤施設耐震化等補助 9水道事業者</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 新型コロナウイルス感染症の蔓延により感染症対応業務が増大したため、食品衛生監視指導計画の中でも特に重点的に監視すべき施設を選択し、監視指導を実施した。 また、計画に基づく意見交換会や啓発事業については、保健所等の業務増大により中止や縮小することとなったが、その中においても感染症対策を講じ、参加者の安全を確保することで開催することができた。 さらに、食中毒注意報の発令や食品衛生情報は適宜発信し、食中毒発生予防の推進を図ることができた。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業 令和3年6月1日から新たな許可・届出制度が施行されたため、継続許可業者等に対し許可の継続時に、各施設に応じた的確な業種への変更指導と新たな施設基準への適合確認、併せて、食品衛生法の改正により、食品事業者に義務付けられた「衛生管理計画」の作成状況の確認のための監視指導を最優先で実施した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 食品安全監視センター事業 新型コロナウイルス感染症の急拡大による保健所等の業務増大により、HACCP協議会をやむをえず中止せざるを得ない状況であった。その中でも、重点的に監視すべき施設を選択し、大規模食品製造施設等に対する監視指導やHACCPに基づく衛生管理の実施状況についての外部検証を行った。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 多数の者が使用しまたは利用するため、その維持管理について環境衛生上の正しい知識が必要とされている特定建築物に対し、監視指導することにより、衛生水準を確保することができた。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 滋賀県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養の普及啓発を実施したことで動物愛護意識の向上を図るとともに、補助金の交付等により地域猫活動を支援し、周辺的生活環境の保全を図ることができた。 近年顕在化してきた多頭飼育問題については、関係者による多頭飼育対策検討会を開催し、動物行政だけによらない多機関連携に向けた対応マニュアルを作成した。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 水道施設の維持管理や施設の状況に応じた適切な対策の指導および補助金活用による水道施設整備の促進により、水道水の安全・安定供給の推進を図ることができた。また、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」等において各水道事業者と意見交換を実施し、本県の水道における広域連携について「滋賀県水道広域化推進プラン」の検討を行った。</p> <p>3 今後の課題 (1) 食中毒予防対策事業 令和3年度は、カンピロバクターやノロウイルスに加え、腸管出血性大腸菌O157やアニサキスによる食中毒が全国的にも多発した。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、外食に代わりテイクアウトや通信販売等新たな業態による営業が増加している。このため、引き続き製造工程における重要な工程（加熱殺菌や冷却）の確認や従業者の健康管理の徹底と、業態に応じた効果的かつ効率的な監視を行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 食の安全確保推進事業 令和3年6月1日から新たな許可・届出制度が施行されたため、各施設に応じた的確な業種への変更指導と新たな施設基準への適合確認、併せて、食品衛生法の改正により食品事業者に義務付けられた「衛生管理計画」の作成状況の確認のための監視指導を優先的に実施する必要がある。 また、保健所および衛生科学センターは新型コロナウイルス感染症対応業務でひっ迫し、食品検査を途中から中止せざるを得ない状況であったが、コロナ禍においても食品の検査については継続して実施する必要がある。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 滋賀県食品高度衛生管理認証施設に対する外部検証を引き続き実施するとともに、その他の施設については、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、事業規模、業態、食品の特性等に応じた指導・助言をしていく必要がある。 特に、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、小規模事業者が新たに食品衛生法上で規格基準の定められた食品の製造を始める事例や、通信販売やふるさと納税返礼品へ出品する事例等、広域に流通する食品の新たな業態が増加した。広域に流通する食品の安全性を確保するため、従来どおり科学的な視点から専門的な監視を行うだけでなく、事業者が理解しやすい指導・助言を行うことで食品衛生に対する意識および知識の向上を図っていく必要がある。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 生活衛生関係施設における衛生水準の確保・向上を図るため、保健所による監視指導の実施とともに、各業界団体に取り組んでいる自主衛生管理推進事業に対して、より活性化されるよう支援していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症対応業務の増大により、目標値に到達できなかった特定建築物への重点監視指導業務については令和4年度も継続する必要がある。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 新型コロナウイルス感染症拡大もあり、啓発の機会の減少や活動場所の南部地域への偏在化が生じており、引き続き終生飼養をはじめとする動物の適正飼養啓発を実施する必要がある。飼い主のいない猫対策については、取組を認知してもらうためにも、地域猫活動の支援を継続する必要がある。また、近年増加している多頭飼育問題に対して、令和3年度は多頭飼育対策検討会や多頭飼育対策勉強会の開催により福祉部局、地域住民等との連携のきっかけを掴めたが、多頭飼育問題への理解や共通認識の醸成、多頭飼育対策の普及啓発に取り組む必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 引き続き安全な水道水を安定的に供給できるよう、水道事業者に対して、施設管理、水質管理、施設整備および危機管理対応等に関して必要な指導助言を行っていく必要がある。また、平成31年3月に策定した滋賀県水道ビジョンの進捗管理を進めるとともに、水道事業の経営安定化に資する広域連携の推進方針を定める、「滋賀県水道広域化推進プラン」を令和4年度中に策定を行うとともに、プランに基づき可能な施策の検討・取組を進めていく必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、県内水道事業者に対し感染予防対策を講じたうえで、事業継続について情報提供および指導を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 カンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157食中毒予防対策として、引き続き、生または加熱不十分な食肉を提供する飲食店に対し重点的に監視指導を行うと共に、県民に対し食中毒に関する正しい知識の普及および啓発を行う。ノロウイルスによる食中毒予防対策としては、従業員の健康管理や適切な手洗い指導および啓発を行う。また、給食施設における大規模食中毒の発生を防止するため、介護保険施設を対象に、健康危機発生時を想定した模擬訓練を実施する。アニサキス食中毒予防対策として、魚介類販売業者に対する監視指導を実施する。</p> <p>また、種々の監視に併せて、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、新たに増加したテイクアウトや通信販売等の業態の営業者に対し、重要な工程（加熱殺菌や冷却）の確認や従業員の健康管理について徹底していく。</p> <p>②次年度以降の対応 食中毒発生状況を鑑み、次年度以降も引き続き、重点事業として監視指導や消費者啓発により食中毒予防を実施する。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 新たな許可・届出制度が施行されたことにより、許可の継続監視に併せて、各施設に応じた的確な業種への変更を指導するとともに、併せて、法改正により食品事業者に義務付けられたHACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認のための監視指導を実施する。</p> <p>なお、コロナ禍においても食品検査を継続して実施する必要があることから、令和4年度は食品検査の一部を外部検査機関に委託することとした。あわせて、令和6年度からの「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画」について、コロナ禍において中止したり規模を縮小して実施せざるを得なかった現計画の評価や課題の抽出等を行い、次期計画に反映できるよう準備作業を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症のような危機が発生しても、「滋賀県食の安全・安心推進計画」に示す取組や「食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導は、発生状況を鑑みながら実施し、食の安全確保に取り組む。 そのためには、危機発生時においても食品の検査を含め、保健所における食品衛生業務を継続して実施できるような次期「滋賀県食の安全・安心推進計画」や「食品衛生監視指導計画」を食の安全・安心審議会の意見を踏まえつつ検討していく。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 ①令和4年度における対応 滋賀県食品衛生監視指導実施計画に基づき、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認するため、計画的かつ効率的な監視指導を実施する。 また、大規模食品製造施設等のHACCPに基づく衛生管理を行う施設に対しては、外部検証の実施や滋賀県HACCP適合証明制度を活用するとともに、滋賀県HACCP協議会を開催し、衛生管理における課題共有、意見交換や講習を行う。 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う中小規模の食品製造施設に対しては、「衛生管理計画」の作成状況および内容を確認するとともに、必要に応じて収去検査やふき取り検査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 大規模食品製造施設等のHACCPに基づく衛生管理を行う施設に対しては、滋賀県食品衛生監視指導実施計画に基づき、施設の状況に応じて外部検証を実施し、衛生管理の実施状況を確認する。 また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う中小規模の食品製造施設に対しては、引き続き「衛生管理計画」の作成状況および内容を確認するとともに、必要に応じて微生物検査等を活用しながら科学的な専門監視を行い、事業者の実情に合わせた効果的な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 ①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症対応業務が増大し、営業施設への監視指導業務が困難となり、目標値に到達できなかったため、特定建築物に対し、引き続き書面調査等を用いた効率的な指導を行い、営業施設における衛生水準を確保する。 加えて、クリーニング所（取次店を除く。）に対し、クリーニング所における適正な衛生管理の徹底を図り、利用者の利益の擁護の向上を目指すため、重点的に監視指導を実施する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 重点監視は、特に監視の必要な施設を設定し、計画的かつ効率的に各保健所一斉で監視指導しているものであり、過去の重点監視の実施状況やその時点での課題等を鑑み、次年度以降も継続して実施していく。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業</p> <p>①令和4年度における対応 長浜市の商業施設を活用した適正飼養や保護犬猫周知に係る情報発信イベントを開催する。 地域猫活動補助金を活用することで、引き続き地域の取組を推進する。 関係者による多頭飼育問題勉強会を開催し、福祉関係者との共通認識の醸成を図る。 現行計画「滋賀県動物愛護管理推進計画」の令和5年度での見直しに向けて、現状把握と課題整理を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 地域猫活動支援や福祉関係者への多頭飼育対策の周知を継続するとともに、啓発事業により動物愛護意識の醸成を図る。また、現状の課題を踏まえながら、人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けて、次期「滋賀県動物愛護管理推進計画」の計画見直しを行う。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進</p> <p>①令和4年度における対応 県内の水道事業者に対する広域連携を含めた指導助言を継続するとともに、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」等を活用し、滋賀県水道ビジョンの進捗管理や、広域連携の推進方針を定める「水道広域化推進プラン」を策定する。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、県内水道事業者に対し感染予防対策を講じたうえで、事業継続について情報提供および指導を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県水道ビジョンに基づき、安全で災害に強く持続的な水道を目指して、事業者に対する指導助言を継続して実施するとともに、県内水道事業者とともに「水道広域化推進プラン」の推進方針にもとづき、ゆるやかな広域連携の推進、将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進など基盤強化に向けた取組を行う。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 8 医薬品等の品質確保と適正使用の推進</p> <p>予 算 額 32,359,000 円</p> <p>決 算 額 29,905,084 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援 23,264,528 円</p> <p>ア レンタルラボ（開放実験室） 試験検査機器の利用状況：18機種、262回</p> <p>イ インキュベーション（人材育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬業ディナーセミナー 4回（37人） ・薬業eセミナー 4回（34人） ・薬業スキルアップセミナー 3回（197人） <p>(2) 医薬品等の監視指導 918,004 円</p> <p>薬局、医薬品販売業者、医薬品等製造販売業者および製造業者に対して立入検査を実施し、違反施設については指導を行った。（監視指導施設数：723件 違反施設数：69件 行政処分施設数：2件）</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 5,722,552 円</p> <p>ア 「愛の血液助け合い運動」の実施（7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県献血功労者表彰式は中止し、表彰状等の伝達・贈呈を実施（知事感謝状贈呈対象 団体24、個人12） ・啓発資材の配布および献血啓発横断幕の掲示による運動の周知を実施 <p>イ 若年齢層献血推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はたちの献血キャンペーン」（1月～2月） ・献血推進ポスターコンクール 表彰8作品 <p>ウ 献血推進事業委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献血推進団体による献血へのきっかけづくり、献血PRキャンペーン事業の実施 <p>エ 献血推進費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県献血協会の献血推進事業への補助 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響がある中、医薬品等製造業者等に対して、少人数での試験研修やインターネットを併用してのセミナーを開催するなど、製薬技術者の育成や地場製薬企業の支援のための事業を行い、製薬技術の向上支援を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 医薬品等の監視指導 薬局、医薬品販売業者に対して立入検査等を行い、必要な指導を行うとともに、医薬品製造販売業者、製造業者に対して立入調査を実施し、消費者に有効・安全・高品質な医薬品等の供給を図ることができた。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 啓発資材の配布や横断幕の掲示等により、400 ml献血の推進や、若年層への献血思想の普及を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援 日々進歩する製薬技術や法令改正に対応できるよう、各種セミナーの開催等により、技術者育成等の支援に継続して取り組む必要がある。</p> <p>(2) 医薬品等の監視指導 立入検査において違反のあった施設に対して指導を行い、改善措置を講じた。さらに、今後も継続して監視指導を行う必要がある。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 若年層の献血率の低下は全国的な課題であり、本県においても同様の状況にある。高等学校での献血学習を推進するほか、大学生や20代への啓発にも引き続き取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p>①令和4年度における対応 機器分析、微生物試験の研修の実施やインターネットを併用してのセミナーの開催など、「薬業スキルアッププログラム」に基づいて、年間を通じて計画的に実施している。</p> <p>②次年度以降の対応 庁舎の設備、機能を活用し、薬業関連団体と連携して、より効果的な製薬技術の向上支援事業の実施に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 医薬品等の監視指導</p> <p>①令和4年度における対応 前年に違反を指摘した施設に対して、その改善状況をフォローし、計画的な監視指導に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、有効・安全・高品質な医薬品等の供給のため、計画的な監視指導に取り組む必要がある。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発</p> <p>①令和4年度における対応 若年層献血推進アクションプランに基づき、高校生や大学生を対象とした啓発事業や高等学校、大学における献血の実施に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 関係者と連携を図り、効果的な普及啓発に継続して取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(薬務課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 9 薬物乱用対策の推進</p> <p>予 算 額 9,647,000 円</p> <p>決 算 額 8,382,399 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業 321,880 円 指定薬物を含有することが疑われる危険ドラッグの製品調査（試買調査）を行った。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動 5,961,510 円 ア 薬物乱用防止功労者表彰式 団体 2、個人 9 イ 薬物乱用防止を呼びかける「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 パネル展示を実施 ウ 麻薬・覚醒剤乱用防止強化運動の実施 年 1 回 エ 薬物乱用防止啓発活動補助 16少年センター オ 薬物乱用防止啓発キャンペーンの開催 県内 9 カ所</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り 2,099,009 円 ア 麻薬取扱者、覚醒剤・覚醒剤原料取扱者に対する指導取締り 222 業務所 イ 不正大麻・ケシの取締り 県内の自生ケシの抜去、焼却処分 16カ所</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業 全国の指定薬物の検出情報を県ホームページに掲載し、県民に該当製品を使用しないよう呼びかけを行い、健康被害の発生を防ぐことができた。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動 新型コロナウイルス感染症の影響により、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動として、啓発パネルを県内 2 カ所で展示した。また、薬物乱用防止指導員による小中高校生を対象とした薬物乱用防止教室を少人数で複数回に分けて実施するなど、若年層への啓発を中心に実施した。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り 医療機関や薬局、卸売業者の麻薬業務所等に対する立入調査や指導等を実施することにより、麻薬等の適正な取扱いを推進した。また、自生しているケシの抜去処分を行い、不正に使用されないよう努めた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業 新たな危険ドラッグ販売店が県内にできないよう、引き続き、関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発を更に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動 近年、全国的に大麻乱用の低年齢化が進んでいるため、若年層への啓発を強化し、関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組んでいく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮した新たな啓発活動を実施していく必要がある。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り 不正な麻薬等の取扱いを防止するため、引き続き、監視指導を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 危険ドラッグの販売が県内で行われたいよう、関係機関等からの情報収集に努めるとともに、引き続きインターネットで販売されている薬物を買上げ、製品調査（試買調査）を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 危険ドラッグの販売が県内で行われたいよう、引き続き、関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発を更に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き関係団体と協働して薬物乱用に関する知識を啓発するとともに、薬物乱用防止指導員による地域住民への啓発や学校薬剤師等による薬物乱用防止教室の実施等により、薬物乱用を許さない社会環境づくりと青少年への予防啓発に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組み、特に、大麻乱用防止を中心とした若年層への啓発活動については、インターネット等を活用して行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り</p> <p>①令和4年度における対応 前年に違反を指摘した麻薬等取扱者に対して、その改善状況を確認するとともに、無通告立入検査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 麻薬等取扱者に対し、定期的に無通告立入検査を実施し、不正使用、不正流通の抑止力となるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(薬務課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明		
<p>20 子どもを安心して育てることのできる環境づくり</p> <p>予 算 額 3,636,560,000 円</p> <p>決 算 額 3,534,266,980 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業 19市町が実施する乳幼児福祉医療費助成事業に対する補助 支払件数 1,134,865件 1,109,833,371 円</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業 8,124,265 円 子育て・女性健康支援事業 ・妊娠・出産・子育てに関する健康相談 延べ 1,090件 ・思春期の健康教育 20回 市町母子保健事業への支援 ・情報交換会等 3回</p> <p>(3) 不妊治療サポート啓発事業 848,850 円 ・不妊に悩む方をサポートするイベントの開催 1回（オンラインイベント） ・不妊治療サポート活動支援事業補助金 3団体</p> <p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業 121,551,000 円 ・認定こども園整備事業 2市 3施設 ・幼保連携型認定こども園環境整備事業 27法人 32施設</p> <p>(5) 地域子育て支援事業 2,007,459,000 円 ・利用者支援事業 18市町 28カ所（基本型） 7カ所（特定型） 28カ所（母子保健型） ・延長保育事業 17市町 205カ所 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 9市町 726人 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 6市 ・放課後児童健全育成事業 19市町 526支援単位 ・子育て短期支援事業 10市町 759件（ショートステイ） 124件（トワイライトステイ）</p>		

事 項 名	成 果 の 説 明		
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・一時預かり事業 	19市町 17市町 16市町 19市町	8,062 件 5,687 件 105カ所 (一般型) 152カ所 (幼稚園型) 7カ所 (余裕活用型)
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・病児保育事業 	19市町 13市	85カ所 19カ所 (病児対応型) 8カ所 (病後児対応型) 81カ所 (体調不良児対応型)
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て援助活動支援事業 	13市町	
	(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業	16市町	142施設 158,978,000 円
	(7) 保育士・保育所支援センター運営事業	就労者数 124人 (うち保育士 122人)	29,346,000 円
	(8) 保育士修学資金等貸付事業	貸付者数 253人	20,494,090 円
	(9) 放課後児童クラブ施設整備費	3市町 5支援単位	20,490,000 円
	(10) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・フェスタ開催 ・実施団体への補助 	参加者 501人 11団体	5,384,196 円
	(11) 「滋賀で家族になろう」推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・あいはぐプロジェクト応援団事業 ・めぐりあい創出モデル事業 ・高校生向けライフデザイン出前講座事業 ・「フューチャーマップ」創造支援事業費補助金 ・企業結婚・子育て支援プロモート事業 	参画企業・団体数 33社・団体 オンラインイベント開催回数・申込者数 10回・186人 実施高校数 8高校 受講者 1,313人 補助交付団体数 2団体 受講者 516人 プロモーター訪問数 167社・団体	11,827,208 円

事 項 名	成 果 の 説 明
	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚応援情報発信事業 オンラインライフデザインセミナー受講者 169人 (12)多子世帯子育て応援事業 33,040,000 円 市町が行う第3子以降の保育料および副食費の無料化(R1.10～)に対する補助 19 市町 (13)放課後児童クラブ実態調査事業 1,617,000 円 回収件数 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ施設調査 232件 回収率61.7% ・放課後児童支援員等調査 1,666件 回収率59.3% (14)放課後児童クラブ巡回支援事業 巡回箇所 80カ所 3,584,000 円 (15)保育士等奨学金返還支援事業 5 市 23人 520,000 円 (16)医療的ケア児保育支援者育成事業 研修受講者数 25名 1,170,000 円 <p>2 施策成果</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児福祉医療費助成事業 小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、乳幼児の保健水準の向上と健やかな育成を図ることができた。 (2) 母子保健対策推進事業 母子保健従事者を対象とする健診や産後ケア等についての研修会、情報交換会等を開催し、市町だけでなく医療機関等も含めた関係機関への情報提供および啓発を行うことができた。 (3) 不妊治療サポート啓発事業 不妊治療経験者による体験談の発表や当事者同士の意見交換会を行うオンラインイベントを開催し、不妊治療を行う中での悩みやつらさなどを共有できる場を提供した。また、地域で活動する支援団体に対する活動費の補助を行い、身近な環境で支援できる体制の整備を図った。

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業 市町に対して補助を行い、認定こども園等の計画的な整備や保育の質の向上など、子どもを安全・安心に育てることができる環境の整備を促進した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <tr> <td>保育所・認定こども園等利用定員数（実数） （各年4月1日）</td> <td>平 30（基準） 58,562人</td> <td>令 3 61,897人</td> <td>目標値 61,355人</td> <td>達成率 119.4%</td> </tr> </table> <p>(5) 地域子育て支援事業 市町に対して補助を行い、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭および子どもを対象とし、地域の実情に応じた延長保育、一時保育、放課後児童クラブなどの子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることができた一方で、地域子育て支援拠点については、運営に必要な人材が確保できなかったことなどによる廃止により目標を達成できなかった。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <tr> <td>地域子育て支援拠点数</td> <td>平 30（基準） 88箇所</td> <td>令 3 85箇所</td> <td>目標値 89箇所</td> <td>達成率 0%</td> </tr> </table> <p>(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業 市町に対して補助を行い、低年齢児の受入れに取り組む民間保育所および幼保連携型認定こども園に対する支援を行うことにより、低年齢児保育の質の向上ならびに保育士の業務負担軽減を図ることができた。</p> <p>(7) 保育士・保育所支援センター運営事業 保育士・保育所支援センターの体制を強化し、保育士有資格者登録制度への誘導を兼ねた保育人材バンクによる潜在保育士の再就職や新卒者の県内保育所への就業、現任保育士の就労継続を支援した。</p> <p>(8) 保育士修学資金等貸付事業 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付や、潜在保育士に対する就職準備金等の貸付を行い、新規保育士資格取得者の確保や潜在保育士の就労を促進した。</p>	保育所・認定こども園等利用定員数（実数） （各年4月1日）	平 30（基準） 58,562人	令 3 61,897人	目標値 61,355人	達成率 119.4%	地域子育て支援拠点数	平 30（基準） 88箇所	令 3 85箇所	目標値 89箇所	達成率 0%
保育所・認定こども園等利用定員数（実数） （各年4月1日）	平 30（基準） 58,562人	令 3 61,897人	目標値 61,355人	達成率 119.4%							
地域子育て支援拠点数	平 30（基準） 88箇所	令 3 85箇所	目標値 89箇所	達成率 0%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(9) 放課後児童クラブ施設整備費 放課後児童クラブの設置促進を図る市町に対して、その整備に要する経費を補助することにより、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めることができた。</p> <p>(10) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト 子ども食堂など、子ども関係団体と農業者がつながることにより、食材の提供や食育、体験活動の充実、農業への関心の高まりなど、子どもを支える地域づくりを進めることができた。</p> <p>(11) 「滋賀で家族になろう」推進事業 結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、官民協働で若者の結婚を応援する企業や団体等のネットワークを構築し、若者を応援する機運の醸成を図った。さらに、令和3年度は結婚を希望する方を対象として広域的な出会いの場を創出するため、婚活イベントの開催や、社会人に対してもライフデザインについて考える機会を提供できるよう、オンラインライフデザインセミナーや「結婚を考えるふたりのためのライフデザインブック」を制作した。</p> <p>(12) 多子世帯子育て応援事業 多子世帯にかかる保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、希望する数の子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進した。</p> <p>(13) 放課後児童クラブ実態調査事業 放課後児童クラブの実施規模、放課後児童支援員等の処遇および職場環境の実態などを調査・把握し、その結果を踏まえ、令和4年度から放課後児童支援員等に対する研修の充実など効果的な施策を構築することができた。</p> <p>(14) 放課後児童クラブ巡回支援事業 放課後児童クラブを巡回し、児童とのかかわりの観点から日誌等の管理方法など事務的な部分まで広く助言・指導等を行うことにより、放課後児童クラブの質の向上を図ることができた。</p> <p>(15) 保育士等奨学金返還支援事業 保育士等が返還する奨学金の一部を支援する市町に対して補助することにより、県内保育所等への就労や定着を促進し、県内における保育士等の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備を推進した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(16) 医療的ケア児保育支援者育成事業 保育士や看護師に対し、医療的ケア児への保育や看護に関する研修を行い、地域の保育所等における医療的ケア児の受入体制を構築するとともに、インクルーシブ保育の取組を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業 平成28年4月から制度拡充（自己負担と所得制限の撤廃）を行い、就学前の子どもの医療費完全無料化を図った。今後も限られた医療資源・財源の中で、現行制度を安定的に維持し、安心して子育てできる環境づくりに寄与していく必要がある。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業 母子保健施策を通じた妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援体制の充実に向け、妊産婦へのメンタルヘルス支援の充実等、引き続き取組を行う必要がある。</p> <p>(3) 不妊治療サポート啓発事業 不妊治療当事者が抱える負担のうち、経済的負担については保険適用などにより一定軽減することができているが、精神面および環境面の支援はまだ十分とは言えないため、引き続き事業を進めていく必要がある。</p> <p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業 市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等に対して支援するなど、引き続き待機児童を解消するとともに、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進める必要がある。</p> <p>(5) 地域子育て支援事業 運営に必要な人材が確保できなかったことなどによる廃止により目標を達成できなかったが、第2期市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応した支援により、子育ての不安感や負担感を解消する必要があるとともに、地域における子育て支援の充実を図るため、地域の実情に応じた市町の取組の促進を図っていく必要がある。また、放課後児童クラブ等、子どもたちが多く集まる場所で新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた中での事業推進が求められる。</p> <p>(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業 低年齢児保育の質の向上に加え、保育士の負担軽減が図られることにより、喫緊の課題である保育人材の確保にもつながることから、市町での本事業の活用を促す必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(7) 保育士・保育所支援センター運営事業 教育・保育施設や地域型保育の量的拡充に伴い、必要となる保育士を確保するため、引き続き新任保育士の就職支援、潜在保育士の再就職支援、現任保育士の就労継続支援に取り組むとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う必要がある。</p> <p>(8) 保育士修学資金等貸付事業 教育・保育施設や地域型保育の量的拡充に伴い、必要となる保育士を確保するため、引き続き保育士の新規確保、潜在保育士の再就職支援等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(9) 放課後児童クラブ施設整備費 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、待機児童の解消を図る必要があることから、第2期市町子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの施設整備を支援する必要がある。</p> <p>(10) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト 「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を通じて、農業関係者など地域の多様な人々が子ども食堂に関わる地域づくりを進める必要がある。</p> <p>(11) 「滋賀で家族になろう」推進事業 結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、市町や企業等と連携する仕組みの構築や更なる機運の醸成を行う必要がある。</p> <p>(12) 多子世帯子育て応援事業 多子世帯に係る保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、安心して産み育てられる環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(13) 放課後児童クラブ実態調査事業 放課後児童クラブの実施規模、放課後児童支援員等の処遇および職場環境の実態等の把握した情報を活かし、放課後児童クラブの質の向上を図る必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(14)放課後児童クラブ巡回支援事業 放課後児童クラブを巡回し、助言・指導等を継続して行うことにより、引き続き放課後児童クラブの質の向上を図る必要がある。</p> <p>(15)保育士等奨学金返還支援事業 保育士等が県内の保育所等に就職する契機となるよう、県内のみならず、県外の指定保育士養成施設の学生等に対して制度の周知を図る必要がある。</p> <p>(16)医療的ケア児保育支援者育成事業 引き続き、地域の保育所等において医療的ケア児の受入体制を構築し、インクルーシブ保育の取組を促進する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業</p> <p>①令和4年度における対応 子どもを安心して育てることのできる環境づくりを進めていくために、制度を安定的に運営する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の制度のあり方について、市町の意見を伺いながら、丁寧な議論をしていく。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援の充実のため、母子保健情報交換会等を行い、関係者間で情報共有を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 担当者会議等で各圏域の課題を確認しながら、各市町の母子保健の取組等好事例の横展開が図れるように検討会や関係者に対する研修等を行う。また、医療機関と市町の連携がより円滑に推進するよう支援を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 不妊治療サポート啓発事業</p> <p>①令和4年度における対応 情報共有ができる場の提供や支援団体への補助を行い、不妊で悩む方を支える環境づくりを進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 当事者のニーズを踏まえ、引き続き負担を軽減できる施策に取り組む。</p> <p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 地域のニーズを踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 市町の認定こども園整備等が着実に進められるよう支援し、引き続き、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進めていく。</p> <p>(5) 地域子育て支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 地域のニーズを踏まえ、市町が実施する在宅の子育て家庭を含む全ての家庭および子どもを対象とする事業について、他市町事業の好事例などの情報共有により、地域の実情に応じた市町の取組を支援する。 また、放課後児童クラブ等については、マスク等の衛生用品を購入する経費や、感染症対策の研修受講費用等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 第2期市町子ども・子育て支援事業計画による施策を支援することで、地域の実情に応じた子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。引き続き、他市町事業の好事例などの情報共有により、制度の活用などを働きかけていく。</p> <p>(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業</p> <p>①令和4年度における対応 各市町に対し、本事業のより積極的な活用を促し、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度以降についても、引き続き各市町に対する本事業の積極的な活用を促すことにより、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(7) 保育士・保育所支援センター運営事業</p> <p>①令和4年度における対応 保育人材確保を図るため、引き続きセンターの運営による潜在保育士や養成校卒業者の県内保育所への就職促進や、現任保育士の就労継続のサポート等を行うとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 必要となる保育士を確保するため、待機児童対策協議会に設けた保育人材確保部会において、更なる実効性のある取組を検討し、実施していく。</p> <p>(8) 保育士修学資金等貸付事業</p> <p>①令和4年度における対応 必要となる保育士を確保するため、引き続き保育士の新規確保、潜在保育士の再就職支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 より効果的な周知方法を検討し、広く制度の周知を行うことで、本事業の活用を促進する。</p> <p>(9) 放課後児童クラブ施設整備費</p> <p>①令和4年度における対応 地域のニーズを踏まえて市町が実施する放課後児童クラブ施設整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援することで、待機児童解消や支援体制の分割による保育環境の充実に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 待機児童解消や支援体制の分割による保育環境の充実に資するため、引き続き、放課後児童クラブの施設整備が着実に進むよう支援し、保護者の子育てと仕事の両立が可能となる環境づくりを進めていく。</p> <p>(10) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト</p> <p>①令和4年度における対応 本事業は令和3年度末をもって終了とし、今後は「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」へのスポンサー呼びかけを通じて農業者も含めた地域の多様な人々の子ども食堂への参画を促す。</p> <p>②次年度以降の対応 「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」のスポンサー呼びかけ等を通じて、地域の様々な関係者と子ども食堂をつなぐための仕組みづくりを更に進めることにより、子どもを真ん中においた地域づくりを推進する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(11)「滋賀で家族になろう」推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、オンライン型結婚支援センターの整備およびAIを活用したマッチングシステムの導入により、市町や企業等と連携する仕組みを構築するとともに広域的な出会いの機会を創出する。さらに、高校生や大学生等に対して、仕事、結婚、妊娠・出産、子育て等を見通したライフデザインについて学ぶ機会を提供する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、市町や企業等と協働して施策を展開するとともに、高校生や大学生等に対して、仕事、結婚、妊娠・出産、子育て等の将来を見通したライフデザインについて学ぶ機会を提供する。</p> <p>(12)多子世帯子育て応援事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き、現行のスキームにより市町に対する補助を継続する。</p> <p>②次年度以降の対応 多子世帯の保育に係る経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する。</p> <p>(13)放課後児童クラブ実態調査事業</p> <p>①令和4年度における対応 本調査結果を活かし、放課後児童支援員等の資質を高めるための研修を充実させ、放課後児童クラブの質の向上を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き本調査結果を活かし、放課後児童クラブの質の向上を図る。</p> <p>(14)放課後児童クラブ巡回支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 160カ所を巡回し、放課後児童クラブに対して助言・指導等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き巡回を実施し、放課後児童クラブの質の向上を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(15) 保育士等奨学金返還支援事業</p> <p>① 令和4年度における対応 県内保育所等で就労する保育士等を安定的に確保するため、県内のみならず、県外の指定保育士養成施設の学生等に対して制度の周知を図る。</p> <p>② 次年度以降の対応 より効果的な周知方法を検討し、広く制度の周知を行うことで、本事業の活用を促進する。</p> <p>(16) 医療的ケア児保育支援者育成事業</p> <p>① 令和4年度における対応 引き続き、研修を開催し受講者を増やし、保育士や看護師の更なる資質向上を図る。</p> <p>② 次年度以降の対応 研修を通してネットワークづくりを推進し、施設における医療的ケア児の受入体制を推進する。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課、子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 1 子どもが健やかに育つ環境づくり</p> <p>予 算 額 527,297,000 円</p> <p>決 算 額 522,183,402 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業 55,379,004 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 街頭啓発：1回、リボン・チラシ配布 約 35,000 個 賛同企業・団体：17団体、出前講座 20 回 ・「虐待ホットライン」 電話相談 24 時間 365 日 ・児童虐待相談等関係職員研修等 7 日間 ・スーパーバイザー派遣 15市町（延べ 101 回） ・保護者カウンセリング事業 9 回 <p>(2) 里親支援ネットワーク事業 30,340,480 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親支援事業 養育里親の新規登録者数 19家庭 里親等への訪問支援 203回 ・養育・養子縁組里親研修 3 回 延べ 114人 <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 396,107,701 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭 給付者 22,902 人（月平均） ・ひとり暮らし寡婦 給付者 597 人（月平均） ・ひとり暮らし高齢寡婦 給付者 603 人（月平均） ・父子家庭 給付者 1,885 人（月平均） <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 10,092,756 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談員養成講座開催委託 12 回 延べ 184人 ・弁護士等専門相談 延べ 56人 ・一時保護委託 20人 ・子ども家庭相談センター相談受付件数 1,435 件 うちDV501件 ・一時保護人員 67 人 うちDV 54人

事 項 名	成 果 の 説 明																
	<p>(5) 地域養護推進事業 21,304,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり（若者食堂） 14回開催 参加者計287名（延べ人数） ・就労、生活に関する相談支援 445件（延べ人数） 内訳：生活相談390件、就労相談49件、医療関連相談3件 法律相談3件 ・継続支援計画の策定 15名（令和4年3月末支援対象者 計30名） ・各種会議の開催による進捗管理、機関連携 全体会議1回、進捗会議9回、個別支援会議55回 <p>(6) 養育費履行確保等事業 312,915 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正証書等による債務名義の作成支援 3件 ・養育費の取り決め等に関する相談会 4回 参加者6人 ・啓発パンフレット作成 20,000枚 <p>(7) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 8,646,546 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ともだち登録数 2,110人 ・相談件数 2,895件 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業</p> <p>11月の児童虐待防止推進月間においては、民間企業にポスターの掲示やオレンジリボンの着用を依頼し、商業施設での啓発活動によるオレンジリボンキャンペーン等の周知により、地域住民の虐待防止への関心を高め、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるとともに、被虐待児の保護・ケアおよび家庭への支援を実施した。</p> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業</p> <p>新規里親の開拓、里親家庭への巡回訪問、里親サロン等の里親への支援を通して、里親の確保と里親家庭における養育の質の向上が図られ、社会的養護が必要な児童を家庭と同様の養育環境の中で育てることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>養育里親の新規登録者数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>累計</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>25世帯</td> <td>21世帯</td> <td>19世帯</td> <td>65世帯</td> <td>累計80世帯</td> <td>81.3%</td> </tr> </tbody> </table>	養育里親の新規登録者数	平30（基準）	令元	令2	令3	累計	目標値	達成率	—	—	25世帯	21世帯	19世帯	65世帯	累計80世帯	81.3%
養育里親の新規登録者数	平30（基準）	令元	令2	令3	累計	目標値	達成率										
—	—	25世帯	21世帯	19世帯	65世帯	累計80世帯	81.3%										

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 市町が実施する母子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦および父子家庭に係る福祉医療費給付に助成を行い、該当世帯の経済的負担の軽減を図った。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 被害者支援を行う者を対象とした研修の実施により、対応力の質の向上を図り、被害者への相談・一時保護を適切に実施し、DV被害者の自立に向けた包括的な支援を行った。</p> <p>(5) 地域養護推進事業 児童養護施設等を退所した者等に対し、生活支援や就労支援、居場所づくりを通じて、社会的な自立の支援を行った。</p> <p>(6) 養育費履行確保等事業 養育費等の取り決めに関する相談事業や公正証書の作成補助等を行うことで、離婚協議開始前の父母等の養育費履行確保支援をした。</p> <p>(7) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 若者にコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談の窓口を設けることで、窓口の多様化を図るとともに、これまで相談に繋がりにくかった若者等が相談しやすい環境を整備し、相談を受け付けた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業 児童虐待相談件数は年々増加し、対応も複雑化・困難化している中、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮し、県内いずれの地域においても、より丁寧なケース支援、より迅速な緊急対応ができる体制づくりを行い、市町や関係機関と連携しながら県全体の子ども家庭相談体制を強化する必要がある。 引き続き、コロナ禍において、子ども家庭相談センターによる保護者面談や子どもの安全確認について感染リスクを理由に拒否されることも想定されるため、感染防止に配慮した支援を行っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 里親支援ネットワーク事業 令和2年3月に滋賀県児童虐待防止計画を改定し、家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することとしており、里親制度の普及啓発や里親支援の更なる強化が必要である。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 今後も経済的支援を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る必要がある。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 DV相談における様々なニーズに対して、一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、コロナ禍による影響に留意しつつ、支援者の対応力の向上と関係機関との連携を強化することが必要である。</p> <p>(5) 地域養護推進事業 支援対象者が増加している中で、体制を強化し、継続支援計画の策定についても増加させていく必要がある。</p> <p>(6) 養育費履行確保等事業 公正証書等作成補助や保証契約締結促進補助の利用件数を増加させていき、その結果、養育費受給世帯数を増加させていくことが必要であり、更なる制度周知が必要である。</p> <p>(7) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 相談件数の増減やアクセス時間を検証し、より相談しやすい環境の整備に努める必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>国の児童虐待防止対策強化プランに基づく児童福祉司等の増員を計画的に行い、児童福祉司の資質の向上のための体系的な研修を引き続き実施する。加えて、令和6年度に東近江圏域（日野町）に設置を予定している新たな子ども家庭相談センターの準備を計画的に進め、子どもの安全・安心を最優先に、市町と連携して迅速かつ適切に対応できる体制の強化に向けて取り組む。</p> <p>市町との連携においては、関係機関との共通理解や円滑な情報提供を図るための共通アセスメント・プランニングシートの活用を進め、適切な役割分担のもと児童虐待への対応と家庭への支援に取り組む。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大を理由とした保護者面談や子どもの安全確認の拒否に対応するため、令和2年度に配置したタブレット端末の積極的な活用を進め、ケース支援を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、市町向けの子ども虐待対応マニュアルと共通アセスメント・プランニングシートの活用を図り、関係機関との協力・連携を深めて細やかな支援の取組を継続していくとともに、国の児童虐待防止対策強化プランに基づき配置された新任の児童福祉司等の資質の向上により、子ども家庭相談センターの体制強化を図る。</p> <p>また、継続するコロナ禍においても、子どもの最善の利益を最優先に、市町要保護児童対策地域協議会をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待に迅速かつ的確に対応していく。</p> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>社会的養護を必要とする子どもに家庭と同様の養育環境を提供するため、里親のリクルート、研修、マッチング、登録後の支援を包括的に行うフォスタリング業務を委託し、継続的に質の高い里親養育支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>フォスタリング業務を効果的に実施するとともに、里親養育支援のための児童福祉司の配置を計画的に進めるなどの体制強化を図る。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>適切な制度利用が図れるよう、適正な事務執行に努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>本給付制度を安定的に維持し、適正な事務執行に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) DV被害者総合対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き、DV相談員の研修により資質の向上を図り、コロナ禍による影響に留意しつつ、配偶者暴力相談支援センター連絡会議や女性相談員連絡会議、市町等DV対策担当者会議により関係機関の情報共有と相互理解を深め、連携強化を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」に基づいて、児童虐待対応機関を含む関係機関と連携し、被害者への切れ目のない支援を強化するとともに、DVの未然防止やDV被害の拡大・深刻化の防止を図る。</p> <p>(5) 地域養護推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 現在、支援拠点は守山のみであるが、彦根に支援拠点を開設し支援体制の強化を図ることで円滑な支援に繋げる。里親委託解除者への継続支援計画策定についても体制を強化し増やしていく。</p> <p>②次年度以降の対応 守山、彦根の拠点を生かして、充実した支援体制を構築し、丁寧な支援に繋げていく。</p> <p>(6) 養育費履行確保等事業</p> <p>①令和4年度における対応 児童扶養手当の現況届提出時等のタイミングで町や健康福祉事務所と協力し事業の周知を図り、養育費履行確保支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き事業の周知を図り、養育費確保に繋げていく。</p> <p>(7) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業</p> <p>①令和4年度における対応 16時から21時までとしていた相談窓口の開設時間を1時間延長し、16時から22時までとすることで、より相談しやすい体制を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 相談件数の増減やアクセス時間の検証を行い、きめ細やかな相談支援体制に繋げていく。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
<p>2 2 子育てをみんなで応援する社会づくり</p> <p>予 算 額 3,573,953,000 円</p> <p>決 算 額 3,569,097,520 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童手当負担金 3,551,941,920 円 ・延べ支給対象児童数 2,172,672人</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 3,478,200 円 ・参加企業 2,256 事業所</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 13,677,400 円 ・申込数 5,295人</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童手当負担金 「児童手当」の財源を一部負担し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与した。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 社会全体で子育て家庭を支える環境づくりや機運を醸成するため、子育てを応援するサービスの実施等を広く事業所・店舗に働きかけ、98カ所を新たに「淡海子育て応援団」として登録した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table data-bbox="705 965 1937 1037"> <tr> <td>淡海子育て応援団等の地域協力事業所数</td> <td>平30（基準）</td> <td>令3</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,795 箇所</td> <td>2,256 箇所</td> <td>2,280 箇所</td> <td>95.1%</td> </tr> </table> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 多くの企業との連携により、行政だけでなく社会全体で出産、子育てを応援する機運を高めることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童手当負担金 コロナ禍の影響を考慮したうえで、児童手当事務指導監査の方法を検討し、市町における適正な認定事務を支援する必要がある。また、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律等が令和4年6月1日から施行されたことに伴い、特例給付の対象者に係る所得上限の創設や、児童手当等の受給者の現況届の一律の提出義務が見直されたことから、市町において児童手当事務の適正な運営が行われるよう支援をする必要がある。</p>	淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	平30（基準）	令3	目標値	達成率		1,795 箇所	2,256 箇所	2,280 箇所	95.1%
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	平30（基準）	令3	目標値	達成率							
	1,795 箇所	2,256 箇所	2,280 箇所	95.1%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 淡海子育て応援団事業 引き続き、企業に子育てを応援するサービスの実施を働きかけ、「淡海子育て応援団」への登録を促す必要がある。</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 育児の孤立化や産後のメンタルヘルス（産後うつ）の未然防止の観点から、母子保健事業と連携する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童手当負担金</p> <p>①令和4年度における対応 過去の児童手当事務指導監査において、多く指摘を行った事項について、市町における適正な認定事務を支援していく。制度の周知など市町へ情報共有を行い、運営の適正化を支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町との連携を強化し、適正な認定事務を支援していく。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業</p> <p>①令和4年度における対応 業界団体等への働きかけを強化し、「淡海子育て応援団」の周知および登録事業所数の拡大を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、事業所や組合に対し働きかけを行い、ポータルサイトの活用や店頭への卓上のぼりやステッカーの掲示等により認知度の向上に取り組んでいく。</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業</p> <p>①令和4年度における対応 母子保健事業との連携のため、企業等との連携についての検討や市町との情報交換を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 企業等や市町との連携を強化し、子育てを応援する機運を高める。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 3 青少年の健全育成</p> <p>予 算 額 77,765,000 円</p> <p>決 算 額 76,872,815 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業 803,815 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験プログラム一覧パンフレット 90,000部 ・県ホームページ事業掲載数 239事業 ・新規登録団体募集チラシ 3,000部 ・体験活動実施者のスキルアップ研修会 5月:56名 2月:51名 <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 1,080,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止・環境浄化対策連絡会議の開催 ・啓発活動 7月、11月 ・非行防止・環境浄化活動資料作成・配布 <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 17,455,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年センター 16カ所 指導少年数 延べ155人、就職・就学者数 36人 ・無職少年対策連絡会議の開催 中止 <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 57,534,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年立ち直り支援センター（あすくる） 9カ所 ・支援少年数 136人（うち就職・就学等 51人） <p>2 施策成果</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>子どもを対象にした県内の体験活動プログラムの情報を集約し、一覧パンフレットを作成するとともに、県ホームページを活用して広く広報することで、子どもたちの自主的な体験活動への参加を促すことができた。また、体験活動を提供する者のスキルアップを図るため、研修会を年間2回実施し、コロナ禍における体験活動の充実を図り、交流を深めることができた。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>協力団体・事業者に対する研修会等の開催により非行防止・環境浄化活動に対する知識の醸成を図り、地域の実情に応じた少年に有害な社会環境の浄化活動を推進するとともに、非接触到に配慮した啓発活動の実施により県民の青少年に対する非行・被害防止意識を高めることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 無職少年に対する就労・就学等の支援活動、不良行為少年に対する街頭補導活動、ひきこもり等問題を抱える少年に対する真摯な相談活動等により、少年らを就職・就学させることで非行防止を推進した。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 少年センターに設置された青少年立ち直り支援センター機能（あすくる）の活用により、市町や学校、関係機関との連携のもと、少年の状況に応じた個別支援プログラムに基づく就学・就労・生活改善等の支援を行い、非行少年、問題行動を起こす少年らの立ち直り、学校復帰等につながった。コロナ禍においては、オンラインによる支援活動や感染予防対策を講じた通所による支援活動を継続し、途切れない支援活動を実施した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども向けの体験プログラムが減少したが、子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、感染予防対策をとりながら、プログラムの充実に努めていく必要がある。地域格差の解消のため、新規登録団体の開拓、多様な団体との連携、県ホームページによる更なる周知を進める必要がある。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 事業主の変更や新規事業者の発生などにより、青少年に適した環境づくりへの意識に差が見られるため、継続して自主規制の働きかけを行う必要があり、また県民の環境浄化意識の底上げを図るために広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。 コロナ禍により、街頭啓発が制限されたため、街頭啓発以外にも効果的に県民に呼び掛けられる啓発活動の実施方法等を検討する必要がある。</p> <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 学校や職場などの帰属先のない無職少年や、ひきこもり等自宅から出てこない少年は非行に陥りやすい環境下にあることに加え、実態把握が難しいことから、各関係機関との情報共有等の連携の強化による無職少年等の把握および、就労体験や学習指導、相談活動等を継続して実施する必要がある。 コロナ禍により、就労体験、対面による学習指導、相談活動等が制限されたため、オンラインによる指導、相談活動等、感染リスクに配慮した支援活動を行える環境づくりを検討する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 非行少年の置かれている環境は様々であり、対象少年の立ち直り支援を進めるためには、対象少年の特性にあった支援プログラムの推進と、支援する者の知識・技術の向上、関係機関との連携強化および情報共有を図る必要がある。 また、支援対象少年には不登校・ひきこもりなどの心の問題を抱える者が増加傾向にあることから、専門機関等との情報交換等の連携を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上で、体験プログラムを年間通して子どもたちに提供できるように登録団体等へ働きかける。また、県ホームページにつなげるための事業一覧パンフレットを小学生に配付する。</p> <p>②次年度以降の対応 プログラム数を増やし、地域差を解消させるため、新規団体の開拓に取り組む。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 関係機関・団体と連携し、地域の実情に応じた有害環境の浄化活動と事業者に対する協力要請、県民の非行防止意識を高めるための広報啓発活動を推進する。コロナ禍においては、感染予防のため、非接触活動を複数回行う等、感染拡大状況に応じた啓発活動を継続的に行う。</p> <p>②次年度以降の対応 有害環境の浄化を目的とした図書販売店等に対する立入りの強化、インターネット環境における安全・安心利用を推進するため、携帯電話等販売店に対する協力要請や広報媒体を利用した啓発等によるフィルタリングの利用促進に努める。</p> <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 少年補導センターとの連携会議開催による無職少年の現状と問題把握、無職少年対策指導員の指導による就労・就学に向けた支援を実施する。また、ひきこもり等心の問題を抱えた少年への支援能力向上のため、専門機関等との意見・情報交換等を行う。 新型コロナウイルス感染症予防対策として、オンライン環境の整備や感染予防対策の機材の導入等を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 学校、警察、市町等関係団体と連携し、帰属先のない無職少年の把握、就学や就労に向けた無職少年の受け入れ企業の開拓等を推進する。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 再非行防止につながる支援の強化、居場所がないと感じる少年への居場所作りのための施策や、他機関、協力企業との連携を図る。青少年サポーターや支援企業の新規開拓による支援の幅の拡大を図る。また、ひきこもり等心の問題を抱えた少年への支援能力向上のため、専門機関等との意見・情報交換等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 専門知識を有する識者による講演や専門機関等との意見交換を交えた研修会等を定期的で開催し、立ち直り支援センター職員の知識および意識向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 4 総合的な就業支援の実施</p> <p>予 算 額 81,023,000 円</p> <p>決 算 額 79,044,482 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 7 市 7,520,000 円</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 9,670,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き・暮らし応援センターの設置 7 圏域 ・相談件数 43,020件 ・新規登録者数 355人 <p>(3) 就労移行支援促進事業 3,600,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労アセスメント手法研修 2 日間 受講者数35人 ・企業現場実習 受講者数 8 名 ・出前講座 2 日間 受講者数23人 <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 11,560,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業支援ワーカーの派遣 11事業所 延べ29回 ・経営スキル向上を図るための研修会 2 回 参加者数53人 ・販路拡大のための情報提供 37回 <p>(5) 障害者雇用創出事業 23,050,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的事業所 5 カ所 ・障害者従業者 46人 <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業 19,677,982 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談 2,383件 (来所 289件、電話 1,891件、巡回 128件、出張 75件) ・就業実績 128人 ・弁護士無料相談 59人 ・簿記・エクセル講習 修了者 10人 ・パソコン講習① 修了者 10人 ・パソコン講習② 修了者 12人 ・自立支援プログラムの策定 67件

事 項 名	成 果 の 説 明																																									
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談支援 565件 (来所28件、電話216件、メール141件、訪問22件、オンライン158件) ・情報交換(交流カフェ) 30人(4回開催) <p>(7) 自立支援給付金事業 3,966,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 3人 ・修業修了者 1人：うち資格取得者1人、うち就職した者1人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 就労継続支援A型事業所の就労支援に係る体制の充実を図ることにより、重度障害者の受け入れ強化に寄与した。</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 県内の各センター(7カ所)において、障害者の就労ニーズと雇用ニーズのマッチング、企業での職場定着や就労に伴う生活支援を行い、障害者の職場生活における自立と社会参加が促進された。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業 障害のある方の就労支援を担う職員に対して、研修の実施により就労アセスメント能力の向上を図るとともに、企業現場実習により企業の求める人材や雇用現場の環境等の状況の理解を促進した。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>障害者福祉施設から一般就労への移行者数</th> <th>平30(基準)</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>166人</td> <td>169人</td> <td>152人</td> <td>161人</td> <td>216人</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 アドバイザーによる個別指導を行うことにより、事業所の商品力強化や業務改善を行うとともに、就労支援事業所の職員向け研修を行うことにより、事業経営に関する知識や技術を習得する機会を提供した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>平均工賃</th> <th>平30</th> <th>A型</th> <th>令元</th> <th>A型</th> <th>令2</th> <th>A型</th> <th>令3</th> <th>A型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>84,006円</td> <td></td> <td>86,490円</td> <td></td> <td>84,601円</td> <td></td> <td>89,602円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B型: 18,722円</td> <td></td> <td>B型: 18,516円</td> <td></td> <td>B型: 17,251円</td> <td></td> <td>B型: 18,148円</td> </tr> </tbody> </table>	障害者福祉施設から一般就労への移行者数	平30(基準)	令元	令2	令3	目標値	達成率		166人	169人	152人	161人	216人	0%	平均工賃	平30	A型	令元	A型	令2	A型	令3	A型			84,006円		86,490円		84,601円		89,602円			B型: 18,722円		B型: 18,516円		B型: 17,251円		B型: 18,148円
障害者福祉施設から一般就労への移行者数	平30(基準)	令元	令2	令3	目標値	達成率																																				
	166人	169人	152人	161人	216人	0%																																				
平均工賃	平30	A型	令元	A型	令2	A型	令3	A型																																		
		84,006円		86,490円		84,601円		89,602円																																		
		B型: 18,722円		B型: 18,516円		B型: 17,251円		B型: 18,148円																																		

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 障害者雇用創出事業 社会的事業所への支援を行うことで、障害者の就労を促進するとともに、社会的、経済的な自立を図ることができた。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業 就業支援員やプログラム策定員を配置し、ひとり親家庭に対して就業相談や講習会の開催等を実施し、就労による自立へつなげた。またコーディネーターを配置し、ひとり親家庭に寄り添った相談を行い、交流カフェの開催により、ひとり親家庭同士の交流および情報交換の場を設け、生活支援を行った。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業 ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得するため、養成機関での修業期間中の生活資金を支給し、ひとり親家庭の就業による自立を支援することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 就労継続支援A型事業所は、最低賃金を保障する事業経営が求められており、より効果的な支援が必要となっている。また、重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進する必要がある。</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 令和3年3月から障害者の法定雇用率が引き上げられ、雇用義務事業者の拡大が実施される中、これまで以上に就業支援・定着支援・生活支援を一体的に行い、総合的な就労支援の強化を図る必要があるとともに、年々増加する働き・暮らし応援センターの登録者の希望に対応し、継続して支援する必要がある。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業 福祉施設から一般就労への移行者は、令和3年度161人と令和2年度実績から9人増加したものの、目標の216人を達成できなかった。このような状況を踏まえ、就労支援を行う障害福祉サービス事業所における訓練等の質の向上を図るため、支援を行う職員の研修等の充実を図る必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 令和3年度の就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、令和2年度より増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から減少しており、プラン目標の30%を達成できていないことから、業務改善支援や仕事の創出支援等の取組の更なる強化を図る必要がある。</p> <p>(5) 障害者雇用創出事業 作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の理由により一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保する必要がある。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業 ひとり親家庭は就業だけでなく、家事、児童の教育、養育費、コロナ禍による影響等、様々な課題を同時に抱えたケースが多く、就業以外の相談への対応が求められており、一人ひとりに寄り添った就労支援と総合的なサポートをする必要がある。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業 引き続き事業の周知を図り、ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得することにより、安定就労につなげていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進するために、平成30年度から新たに実施している重度障害者を多く受け入れている就労継続支援A型事業所への報酬加算を継続している。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、一般就労への移行に向けた、重度障害者の就労継続支援A型事業所での訓練等の機会を拡充するために必要な支援に取り組んでいく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 働き・暮らし応援センター事業</p> <p>①令和4年度における対応 企業や障害者の高いニーズに対応し、総合的に障害者の就労支援を進めていくため、働き・暮らし応援センターを含めた支援機関の連携強化を図るとともに、同センターの運営を継続している。 また、令和3年度に検討を行った障害者の職場定着に関する支援策として、関係機関の適切な役割分担等を整理しているところである。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の就労および就労に必要な日常生活・社会生活上の支援に加えて、令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」を踏まえた上で教育機関や就労系障害福祉サービス事業所など関係機関との一層の連携を図る働き・暮らし応援センターの運営を継続する。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 障害者の一般就労に向けた適切な就職支援やアセスメントが行える事業所職員を育成するため、事業所の職員を対象に就労アセスメント手法研修および企業等就労現場実習を実施している。</p> <p>②次年度以降の対応 企業ニーズなどの雇用現場の状況を踏まえた適切な訓練・就職支援を継続して実施する。</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 農福連携マルシェ事業等により販路拡大に取り組むほか、事業経営に関する知識および技能習得のための研修会の実施や、業務改善指導、品質向上、販路拡大等への助言を行う専門家が事業所を巡回する等、生産性の向上や収益の増加に向けた支援を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、障害者就労支援施設等での工賃向上を目指し、経営力の向上や品質向上、販路拡大のための支援に取り組む。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 障害者雇用創出事業</p> <p>①令和4年度における対応 一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保するため、障害のある人もない人も共に働く「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行う。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業</p> <p>①令和4年度における対応 就業相談、個別就労プログラム策定、就業情報の提供などひとり親家庭の就業支援を行っている。また、ひとり親家庭と市町や様々な支援機関を連携させるコーディネート機能を持った総合的なサポート体制により、コロナ禍による影響を含む就業以外の生活に関する相談等の支援を行うとともに、ひとり親家庭同士が交流できる機会を創出する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、一人ひとりに寄り添った就労支援および総合的なサポートを実施する。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業</p> <p>①令和4年度における対応 対象資格等を今年度に限り拡充している。市や健康福祉事務所と協力し事業の周知を図り、不安定な就労環境にあるひとり親家庭の就業支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、ひとり親家庭の就業支援に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課、子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 5 高齢者の生きがいがづくりと社会貢献の促進</p> <p>予 算 額 147,771,000 円</p> <p>決 算 額 147,229,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 17,294,000 円</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 28,963,000 円 531クラブ 17連合会</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 1,750,000 円 ア 生活支援サポーター養成講座 5回、参加者 254人 イ 生活支援実践普及事業 5団体</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） 99,222,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 ねんりんピックびわこレイカディア県民大会を実施し、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを図ることができた。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 単位老人クラブ、小規模老人クラブおよび市町老人クラブ連合会に補助を行うことにより、生きがいがづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進することができた。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 地域の老人クラブを中心に、高齢者による高齢者の生活支援をするためのサポーターを養成することができた。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） レイカディア大学の運営や、高齢期の地域活動や健康等に関する情報の提供などを行うことにより、高齢者の地域での活動や生きがいがづくりの促進を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 今後、高齢者が増加することから高齢者の生きがいつくり、健康づくりに向け、引き続き取組を進める必要がある。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 高齢者は増加しているが、老人クラブ加入率は低下し、それに伴い活動が困難となっているクラブがあるため、加入率の向上や活動の活性化に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 高齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） 高齢者の社会参加に対する意欲の高まりに応えるため、レイカディア大学での学びを活かして地域で活躍できる場を広げることや、地域活動の情報収集・発信等による活動に参加していない層の掘り起こしなど、社会参加促進の取組が一層必要である。 また、当センターは築30年近くが経過し施設の老朽化が進んでいることから、長期保全計画に基づき、計画的に修繕を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 ねんりんピックびわこレイカディア県民大会の実施については、引き続き新型コロナウイルス感染予防策を講じ、実施方法を工夫しながら、健康・生きがいつくりの場を支援する。また、元気高齢者の社会参加を促進するため、多様な学びの場づくりを支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 高齢者の生きがいつくり、健康づくりに向け、ねんりんピックびわこレイカディア県民大会や全国健康福祉祭への選手派遣、元気高齢者の学びの場づくりを通じて引き続き取組を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 老人クラブ活動費等補助</p> <p>①令和4年度における対応 高齢者の活躍の場やライフスタイルの変化により、老人クラブ加入率は低下しているものの、サークル活動等で活躍している高齢者は多数いるため、加入率の向上に向け、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 サークル活動（趣味仲間）から単位老人クラブ、小規模老人クラブへの加入・変化を後押しすべく市町に働きかけ、生きがいづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進し、老人クラブ加入率の向上を目指す。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 高齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後も高齢者が高齢者の生活支援の担い手として活躍できるよう支援するとともに、生活支援ニーズの高度化、多様化にも対応できるよう先進的な実践事例をもとに活動の普及を図る。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く）</p> <p>①令和4年度における対応 レイカディア大学について、意欲ある高齢者の学習意欲に応え、社会参加の促進を図るため、米原校を彦根駅前へ移転し、利便性の向上や多様な主体との連携による学びや活動の充実を図るとともに、カリキュラムの体系や内容の見直しを行う。 また、長期保全計画に基づき、施設の計画的な修繕工事を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後も高齢者の社会参加に対する意欲の高まりに応えるため、レイカディア大学の運営や地域活動に関する情報発信等を行い、高齢者の学びや地域活動への参加促進に向けた取組を行う。 また、継続して安定的な事業運営が行えるよう、施設については計画的な修繕工事を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">（医療福祉推進課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 6 障害のある人が地域で暮らし、働き、活動できる環境づくり</p> <p>予 算 額 1,517,830,210 円</p> <p>決 算 額 1,168,080,848 円</p> <p>(繰 越 額 241,640,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 33,566,772 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11回びかつtoアート展の開催 応募作品数319点 ・障害者芸術文化活動支援センター運営費補助金 相談支援 43件、研修 7 回 ・ボーダレス・アートミュージアムNO-MAでの企画展の開催 4 回、観覧者数 3,935人 ・音楽等の表現活動を地域で支援する人材の育成 総参加者305人 <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 19市町 315,340,000 円</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 167,530,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者地域包括支援事業費補助金 18市町 ・重症心身障害者等施設整備事業費補助金 4 施設 ・重症心身障害児（者）ケアマネジメント支援事業 相談対応件数延べ 97 件 ・強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 巡回事業 派遣事業所19カ所 ・重症心身障害児等特別加算事業 加算終了後の事業所コンサルテーション 8 カ所 事例検討・情報交換 3 圏域 加算対象者延べ 143人 <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 25,256,788 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援地域協議会の開催 2 回 ・発達障害啓発週間（4月2日～8日）における彦根城ブルーライトアップ ・認証発達障害者支援ケアマネジャーの配置 6 圏域 <p>(5) 障害者 I T活用総合推進事業 11,169,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域 I Tサロン設置・運営 利用者延べ 988 人 ・パソコンボランティアの派遣 477 回 ・視覚障害者デジタル機器等相談支援 サポート件数延べ 901 件

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 16,432,532 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳介助者派遣数 1,685件、延べ3,470 時間 ・生活訓練参加者 延べ297人 ・盲ろう者通訳・介助者養成講座修了者数 11人 <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 44,700,000 円</p> <p>ア 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者 21名 <p>イ 障害者生活支援センター設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークアドバイザーの配置 7 圏域 <p>ウ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給人数 121人 <p>(8) 精神科救急医療システム事業 89,806,294 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請通報届出件数 278 件 ・緊急入院患者数 措置入院88件、医療保護入院等25件 <p>(9) 障害児者施設等整備助成費 432,690,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創設 3 施設 ・大規模修繕等 6 施設 <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 8,383,463 円</p> <p>ア 周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例フォーラムの開催 1 回、418名参加（オンライン配信形式） ・条例説明・出前講座 42回 ・合理的配慮の助成事業 6 件 <p>イ 相談・解決のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消相談員の配置 2 名 ・地域アドボケートの配置 26名 ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催 1 回

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 8,621,000 円</p> <p>ア ネットワークづくり支援 7 圏域</p> <p>イ 訪問支援の実施 3 圏域</p> <p>ウ フォーラム等地域啓発活動 2 回（参加者 50名）</p> <p>エ 広域相談窓口の設置（定期電話相談・一斉電話相談） 240件</p> <p>オ 家族交流会等家族支援 2 回（参加者 32名）</p> <p>カ 民生委員・児童委員等の研修強化 1 回（参加者 53名）</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 2,000,000 円</p> <p>ア 成年後見制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県権利擁護支援・成年後見制度利用促進連絡会議 1 回 ・権利擁護支援・成年後見制度専門相談事業 10回 ・成年後見制度実務研修会 1 回、12市町32名参加 <p>イ 施設従事者等虐待再発防止の取組強化 7 回</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 12,368,999 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット等導入支援事業費補助金 6 事業所 ・障害福祉人材確保支援事業 研修会 2 回、参加延べ人数65名 ・障害福祉のしごと魅力発信事業 個別相談対応27事業所 ・障害福祉のしごと魅力発信事業 訪問事業所10カ所 ・障害福祉のしごと魅力発信事業 作成動画10本 <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 216,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行のための体験利用日数 （昼間）生活介護事業所 16日間 ・地域移行のための体験利用日数 （夜間）グループホーム 14 日間

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 公募展の開催、障害者の芸術文化活動における支援、人材の育成を通じて、芸術等に親しむ障害者の裾野の拡大や社会参加の促進を図ることができた。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 市町において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業実施により、障害者および障害児の自立した日常生活や社会生活の促進に寄与した。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 市町と共同して、重度障害者の入所支援および通所支援を一体的に実施することにより、重度障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることができた。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 発達障害者支援地域協議会において、県内の福祉や保健・労働等の各分野における発達障害者支援の現状と課題について協議し、新たな障害者プランに反映させることができた。</p> <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業 IT支援センターによる講習会開催や地域ITサロンの設置・運営等により、障害特性に応じたIT支援を実施し、障害者の社会参加促進に寄与した。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 盲ろう者が地域の中で安心して生活が送れるように、生活訓練、コミュニケーション手段の確保および移動支援を行い、社会参加の促進に寄与した。また、支援者の育成を図ることができた。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 地域で暮らす障害児（者）が相談を受けられる体制を整備するとともに、人材育成のための研修の実施等により、地域における総合的な地域ケアシステムの充実を図ることができた。</p> <p>(8) 精神科救急医療システム事業 休日、夜間等においても、緊急な医療を必要とする精神障害者等に対して、迅速かつ適正に精神科救急医療（治療および保護）を提供することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(9) 障害児者施設等整備助成費 障害児者施設の設置を促進することにより、重度障害児者等の日中活動の場が増加し、障害者の社会参加や自己実現を図ることができた。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 令和元年度に整備した相談体制のもと障害者差別に関する相談受付、助言、調整を行い、出前講座等の開催や合理的配慮の助成事業を通じて「障害の社会モデル」の考え方の浸透や障害者理解の促進、合理的配慮の取組を進める機運醸成につながった。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 甲賀圏域における先駆的取組を参考に、新たに湖東圏域において関係機関による連絡会議の設置や研修会の開催、アウトリーチ支援体制の構築を図ることができた。また、広域的な取組として、ひきこもり電話相談の継続実施や家族交流会等の家族支援を実施し、当事者や家族の孤立防止につなげることができた。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 市町や基幹相談支援センターを対象とした専門相談、成年後見制度実務研修会、県権利擁護支援・成年後見制度利用促進連絡会議を実施し、県内における成年後見制度利用促進のネットワークを構築した。施設従事者等虐待再発防止の取組強化では、虐待事案が発生した施設等に対し、社会福祉士等の専門職員を派遣し虐待の生じた要因等を分析するとともに、改善に向けたアドバイスや施設内研修を実施した。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 介護ロボットの導入に係る支援や賃金改善に向けた取組、障害福祉の仕事の魅力を発信するための事業を実施することにより、支援現場の職場定着および新たな障害福祉人材の確保を図ることができた。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 東近江圏域において、入所者本人、支援者、入所者の家族などの関係者、行政が一体となり、地域移行の実現に向け、生活介護事業所やグループホームの体験利用を行うとともに、地域移行に係る課題等の洗い出しを行った。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 障害者の芸術文化活動の発表の場や障害者の芸術文化活動を支援できる人材が限られていることから、芸術活動の裾野を拡大する取組や支援する仕組みづくりに対して引き続き支援していく必要がある。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町が実施する地域や利用者のニーズに応じた事業に対し、引き続き柔軟に支援を行う必要がある。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 重度障害者が身近な地域で安心して暮らせるよう、各市町が実施する事業について、市町と意見交換を行い、必要な見直しを行いながら、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 発達障害のある人が身近な地域で安心して支援を受けながら自分らしい生活を送ることができるよう、ライフステージを見通した支援の実施や分野を超えた関係機関の連携の強化に向けて相談支援体制の整備を図るとともに、啓発を行うなど、県民の理解を深めるための事業に取り組む必要がある。</p> <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業 近年のIT化の進展により、障害者の社会生活や職業生活にとってIT機器は不可欠であり、また、障害があることにより生じる情報格差を是正する必要があることから、障害者がITを活用して社会参加し、必要な情報を獲得することができるよう、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 盲ろう者の障害特性に関する県民の理解促進や必要な支援の提供に向けて、団体・市町・県が連携した支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワーク構築・高度化に向けて、引き続き相談支援体制の充実およびそれらに携わる人材の育成を図っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(8) 精神科救急医療システム事業 精神障害のある人が地域で安定して生活していくため、退院後のフォローアップをきめ細かに行っていく必要がある。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費 各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的な支援を行う必要がある。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の理念や「障害の社会モデル」が幅広い層に浸透するよう周知・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 支援機関による会議の開催や家族交流会等の取組を通じて、継続してネットワークの強化を図る必要がある。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 成年後見制度に関する周知と利用促進を更に多くの障害当事者と家族、支援者らに働きかける必要がある。令和3年度末に示された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における県の目標値に合わせ、取り組む必要がある。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 障害福祉人材の不足に対応するため、引き続き、賃金改善に向けた取組や仕事の魅力を発信する事業を行う必要がある。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 施設入所者の地域での生活の実現や施設への新たな入所ニーズに対応するため、引き続き取り組む必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 障害者の芸術文化活動の発表の機会づくり、芸術文化活動に係る相談支援、情報発信、人材育成を通じて、障害者の社会参加の促進を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の芸術文化活動の発表の場を確保するため、引き続き、障害者の造形作品を広く募集する公募展や表現活動の発表会を実施するとともに、芸術文化活動に係る相談支援の充実、福祉事業所職員や文化芸術関係者を対象にした障害者の表現活動を推進する人材の育成に取り組む。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町の地域の特性や利用者の状況に応じた事業に対し補助を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の福祉の増進を図るとともに、地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、引き続き市町事業への支援を行っていく。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 重度障害者地域包括支援事業に係る担当者会議を開催し、市町と事業内容の見直しを含め意見交換を行いながら効果的な事業運営に向け取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 重度障害者が地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、引き続き市町と意見交換を行い効果的な事業運営に向け検討を行っていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 県内の発達障害者支援における医療との連携について、各分野の専門家等の意見を取り入れながら更に検討を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 発達障害のある人の支援の充実を図るため、ライフステージを見通した支援や分野を超えた関係機関の更なる連携強化、周囲の理解の促進等に取り組み、県内における発達障害者支援体制の充実に向け取り組む。</p> <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 障害者の社会参加を更に促進し、障害の有無により生じる情報格差の是正を図るため、IT支援センターによる講習会の開催やITサロンの設置・運営を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 日々進歩する情報技術に対応するため、引き続き障害者に向けてIT利活用の支援を行っていく。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しつつ、盲ろう者の実態調査を行い、盲ろう者の支援ニーズ等を把握し、必要な支援に繋げていく。 盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施するとともに、実態調査の結果を踏まえ、更に盲ろう者の社会参加の促進を図っていく。</p> <p>(7) 障害児(者)地域生活支援等事業</p> <p>①令和4年度における対応 ネットワークアドバイザーを設置し、地域の事業者および関係団体への支援等を行うことで、相談支援体制の充実および人材の育成を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 障害児(者)が地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き、相談支援体制の整備および各種研修等を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(8) 精神科救急医療システム事業</p> <p>①令和4年度における対応 国のガイドラインに基づき、措置入院者退院後フォローアップ事業を実施している。また、退院後のフォローアップ支援を通じて、措置入院等のハイリスク者に対して、退院後支援計画の策定などを行い、再度の入院に至らないよう支援体制の整備を図っている。</p> <p>措置入院に係る事前調査等において新型コロナウイルス感染症の疑い例等が出た場合、コントロールセンター等に相談を行い、県立精神医療センター等3病院において受入を行う体制を構築している。</p> <p>②次年度以降の対応 精神障害のある人が住み慣れた地域で本人が望む生活を送ることができるよう、医療、保健、福祉等が連携し、安定した生活を継続するための支援を推進する。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費</p> <p>①令和4年度における対応 各市町に対して障害児者施設等の整備計画の調査を行い、障害福祉計画に定めるサービス見込量等を考慮し、社会福祉法人等が行う施設整備を支援している。</p> <p>②次年度以降の対応 各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的に支援を行う。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 県民に障害者差別に関して共通した認識を持っていただけるよう、条例施行後の取組や相談対応の状況等を取りまとめ公表する。また、令和3年度に作成し放映したテレビスポット広告映像の活用等により、条例の内容や「障害の社会モデル」の考え方について、周知・啓発を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 「障害の社会モデル」の考え方や条例の内容について、県民や事業者への周知に努めるとともに、障害者差別に関する相談体制等の実効性を確保するため、研修機会の確保や関係機関との連携を深める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業</p> <p>①令和4年度における対応 特に、東近江圏域におけるネットワークの強化を図るとともに、本人が他の人とつながりを持てる居場所、家族同士で交流の持てる場を提供するなど取組を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、各圏域におけるネットワークの強化を図るとともに、ひきこもり状態が長期化し、生きづらい状況におかれている本人や家族などが、社会参加の手がかりをつかめるよう、希望に応じて、気軽に交流でき、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進める。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 令和3年度末に示された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における県の目標値に合わせ、県権利擁護支援・成年後見制度利用促進協議会を設置する等取組を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応 成年後見制度利用促進のための周知活動と実務者に対する研修、専門相談を継続し、障害から意思決定に困難を抱える方の金銭管理や身上保護が適切に実施されるよう取組を進める。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 賃金改善の取組への支援や仕事の魅力発信を行うことで、障害福祉の人材確保に向けた取組を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き賃金改善に向けた取組や仕事の魅力を発信する事業を行う必要がある。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業</p> <p>①令和4年度における対応 関係者との緊密な連携のもと、移行支援対象者の意思決定を尊重しつつ、地域生活への移行に向けた支援を行う。また、効果的な支援や必要な体制等に関する検討を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 東近江圏域の取組を他圏域でも展開できるよう、関係者の合意の形成や必要な体制の整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 7 地域共生の仕組みづくり</p> <p>予 算 額 4,400,000 円</p> <p>決 算 額 4,400,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業 1,000,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣 12回 ・住民参加支え合い活動連絡会の開催 2回（オンライン） ・支え合い活動事例映像作成 4事例 ・企画調整会議の開催 2回 <p>(2) 包括的・重層的支援体制整備推進事業 3,400,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的・重層的支援における課題把握のための調査 ・重層的支援体制整備事業勉強会・意見交換会 2回（オンライン） ・重層的支援体制整備事業実施市町 3市 <p>2 施策成果</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業</p> <p>しが住民参加支え合い活動連絡会の開催、好事例の収集やアドバイザーの派遣により、地域の生活課題の解決に取り組む県内の地域活動団体の支援、活動の促進を図ることができた。</p> <p>また、活動事例の映像配信を行い、コロナ禍においても、効果的に活動事例や手法の共有を行うことができた。</p> <p>(2) 包括的・重層的支援体制整備推進事業</p> <p>包括的・重層的な支援体制の整備推進を目的として、複合的な課題への対応状況と他機関連携についての調査を行うとともに、市町を対象とした勉強会において、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施する市の取組等を共有することで、体制整備を検討している市町を支援することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業</p> <p>福祉の枠を超えて、農業や環境、商業、まちづくりなどさまざまな分野の団体等が連携し、地域の生活課題を解決する自主的な助け合い活動に共に取り組む仕組みづくりや人づくりが必要である。</p> <p>(2) 包括的・重層的支援体制整備推進事業</p> <p>市町において、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野別の既存の制度の枠にとらわれず、複合・複雑化する支援ニーズに対応する包括的・重層的支援体制の整備が進むよう支援する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 アドバイザー派遣、地域の支え合い活動を実施するにあたって相談対応できる人材を配置するとともに、しが住民参加支え合い活動連絡会において、団体等の活動事例や手法を映像等により共有し、地域の課題を自ら解決しようとする活動を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県地域福祉支援計画に基づき、地域の様々な分野の人の参画と協働による支え合いの関係を拡大し、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会づくりを進める。</p> <p>(2) 包括的・重層的支援体制整備推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 全ての市町で、包括的・重層的な支援体制が整備されるよう、調査結果を活かした研修会において、厚生労働省のキャラバン事業等も活用しながら、県内および県外自治体の取組の共有を行うなど市町の取組の支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 特に郡部において、包括的・重層的な支援体制が整備されるよう、引き続き、勉強会や情報共有等の場を提供するなど取組の支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>28 地域支え合いの体制づくり</p> <p>予 算 額 135,502,000 円</p> <p>決 算 額 90,679,607 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業 54,131,604 円</p> <p>・東近江および湖東健康福祉事務所における相談支援等</p> <p>主任相談支援員設置 2名</p> <p>新規相談受付件数 371件</p> <p>住宅確保給付金の支給決定件数 延べ38件 3,411千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給 延べ56件 12,780千円</p> <p>(2) 再犯防止推進事業 36,548,003 円</p> <p>・地域生活定着支援センターによる支援</p> <p>矯正施設に入所中の高齢者や障害者の帰住先の調整および福祉サービスの利用支援件数 18件</p> <p>矯正施設退所者の地域生活移行・定着支援件数 34件</p> <p>矯正施設退所者や執行猶予・保護処分を受けた者等で、福祉的支援が必要な者への相談支援件数 83件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業</p> <p>各町、各町社会福祉協議会、ハローワーク、就労支援事業者、健康福祉事務所が連携して、生活支援、就労支援等を行うことで、相談者の自立を支援することができた。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業</p> <p>司法と福祉の関係機関が一層連携して包括的な体制を整備し、必要な支援の情報共有を行うことで、刑務所を出所する高齢者・障害者の帰住先調整と安定した地域生活への移行、刑事手続段階にある高齢者・障害者を地域の福祉サービスにつなげるなど、社会復帰および再犯防止の体制整備を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業 支援を必要とする人が必要な支援を利用できるよう、相談窓口および各支援事業の周知を図るとともに、相談者に対して、自立に向けたきめ細やかな支援を実施する必要がある。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業 国、地方公共団体、民間など多機関の協働による「息の長い支援」が不可欠であり、関係機関が一丸となって対応できるよう連携体制を確保する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 SNSでの情報発信やチラシ配布等により、支援を必要とする人が必要な支援を利用できるよう、相談窓口や各支援事業の周知を行う。 また、支援員を対象とした研修の実施、市町や関係団体等との連絡会議の開催などにより、支援員のスキルアップを図るとともに、相談体制の強化を行うことで、丁寧な相談支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、相談窓口や各支援事業の周知に努めるとともに、支援員のスキルアップを一層図ることにより、生活困窮者への適切な支援の実施につなげる。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 令和2年度で終了した国のモデル事業を継続して実施するなど、「滋賀県再犯防止推進計画」に基づき、国・市町・民間協力者等と連携して取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの事業実績を踏まえ、引き続き関係機関との連携を深め、適切な支援を行うとともに、令和6年3月に、「滋賀県再犯防止推進計画」が策定から5年を迎えるため、成果や課題をもとに計画の見直しを行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤	
事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 ユニバーサルデザインのまちづくり</p> <p style="padding-left: 40px;">予 算 額 1,526,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">決 算 額 1,238,220 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業 1,238,220 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証 発行数 1,269 枚 ・「施設整備マニュアル」研修資料の作成 累計駐車区画数 1,637 区画 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす駐車場等を優先的に利用できる人を明確にし、使いやすい駐車の仕事みづくりを図ることで、歩行が困難で移動に配慮が必要な方の外出を支援し、社会参加を促すことができた。 ・令和2年度に改定した「施設整備マニュアル」の内容を設計事業者等に普及し、理解促進するための研修資料を作成した。 <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりを一層進めるため、「障害の社会モデル」や新たな知見を取り入れ、取組の裾野の拡大、具体的実践や目標の設定など、指針をより実効性のある内容に改定する必要がある。 ・滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を図る必要がある。 <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉審議会ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会での議論等を踏まえ、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定に向けた検討を進める。 ・ホームページへの掲載やチラシの配布により、滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を図るとともに、対象事業者に対して対象区画の設置および駐車場登録の協力依頼等の働きかけを行う。

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定を契機として、県内のユニバーサルデザインの普及や、福祉のまちづくりの推進に努める。 ・引き続き、滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を図り、対象区画の設置および駐車場登録の協力を増やすとともに、移動に配慮が必要な方に対する県民の理解を深める。 <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 災害への備えある地域づくり</p> <p>予 算 額 5,562,000 円</p> <p>決 算 額 5,122,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備 1,215,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営協議会の開催 1回 16人 ・市町災害ボランティアセンター設置運営訓練の支援 1市 ・災害ボランティアセンターコーディネーター基本研修の開催 1回 33人 <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備 3,907,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害時要配慮者支援ネットワーク会議（学習会）の開催 1回 84人 ・災害派遣福祉チーム養成研修の開催 4回 87人 ・災害派遣福祉チームフォローアップ研修の開催 2回 65人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備 災害ボランティアセンターの設置運営に関する訓練の支援や研修を行い、災害時における地域支援のための人材育成や発災時への対応能力の向上を図ることができた。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備 県災害時要配慮者支援ネットワーク構成団体を対象に会議を開催し、災害時支援の実践報告や実態調査結果報告等の情報提供を行い、理解を深めることができた。 災害時における要配慮者の状況、DWA T（災害派遣福祉チーム）の機能と実際の支援展開にかかる研修を行い、令和2年度と令和3年度の2年間で、191名のチーム員を登録した。また、チーム員登録者を対象として、他府県DWA Tの派遣時の経験談の聴講や被災地での活動を想定したケーススタディの実施など、災害時のDWA T派遣に備えた訓練も実施した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備 近年の災害において、災害ボランティアセンターの役割の重要性が高まっていることから、発災時に適切に機能するよう、より実践的な災害ボランティアセンター機動運営訓練を実施するなど、更なる活動推進体制の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備 水防法および土砂災害防止法で避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務付けられている社会福祉施設において、実効性のある計画の作成と訓練が実施されるよう、庁内関係課および市町防災部局と連携して取り組む必要がある。 また、DWA Tについて、チーム員の確保、研修や訓練の実施、協定締結団体の拡充、市町への説明・協力依頼等、体制整備を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <p>①令和4年度における対応 近年の大規模災害における災害ボランティアセンターの業務を参考に、新型コロナウイルス感染症対策についても想定しつつ、より実践的な訓練を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、災害ボランティアセンターに期待される役割を果たせるよう検討を進め、訓練を実施する。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>①令和4年度における対応 避難確保計画の未作成施設や避難訓練の未実施施設について、関係部局で情報を共有し、計画の作成や訓練の実施が進むよう、指導監査の中で確認を行っていく。 また、DWA Tについて、引き続きチーム員登録を行いながら、リーダー研修やフォローアップ研修、訓練の実施等によりチーム員確保につなげるとともに、発災時の派遣に備えた取組を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、庁内関係課および市町防災担当部局との連携を強化し、要配慮者支援体制の整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>